

吉賀町告示第172号

令和3年第4回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月17日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和3年12月3日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

安永 友行君

○12月8日に応招した議員

○12月9日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年12月3日 午前9時02分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長所信表明
- 日程第6 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(案)
- 日程第7 発議第6号 利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書(案)
- 日程第8 発議第7号 中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書(案)
- 日程第9 議案第74号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第75号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第76号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第77号 請負契約の変更について(吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事)
- 日程第13 議案第78号 吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第80号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第81号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議案第82号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第83号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第84号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第20 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第21 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 町長所信表明
- 日程第6 発議第5号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）
- 日程第7 発議第6号 利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）
- 日程第8 発議第7号 中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）
- 日程第9 議案第74号 吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第75号 吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第76号 吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第77号 請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）
- 日程第13 議案第78号 吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第79号 吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第80号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第81号 令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第82号 令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第83号 令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第84号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第20 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について
- 日程第21 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時02分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人でありますので、定足数に達しております。令和3年第4回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、河村由美子議員、6番、松蔭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。5番、河村由美子議会運営委員長。

○議会運営委員長（河村由美子君） それでは、会期の日程の報告をします。

令和3年の12月29日に、議会運営委員会を開催いたしまして、会期につきましては12月3日、本日金曜より12月10日金曜までの8日間といたします。内容につきましては、お手元に配付してありますのでよろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） それではお諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から12月10日までの8日間にしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月10日までの8日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。また、監査委員よりの例月出納検査報告並びに定期監査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めておはようございます。本日令和3年第4回の定例会を招集いたしましたところ、大変御多忙中にも関わらず、全議員御出席いただきましてまことにありがとうございました。

行政報告の前に、本定例会に上程いたします議案について触れておきたいと思います。

本日上程する議案は、全部で11件でございます。内訳といたしましては、指定管理者の指定に係るものが3件、請負契約の変更が1件、条例の一部改正が3件、令和3年度一般会計ほか特別会計の補正予算に係る案件が4件というような内容でございます。後ほど、私のほうから所信表明を行いまして、後刻のところでは順次議案を上程いたしますので、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、議会運営委員会でもお知らせをしておりますが、本定例会の最終日に人事案件につきまして上程する準備をいたしておりますので、その点につきましても御承知おきをいただきたいと思います。

それでは、お手元の資料によりまして行政報告をさせていただきます。

今回報告する期間につきましては、9月7日から昨日12月の2日まででございます。時間の関係もございまして、概要報告ということで御容赦いただきたいと思います。

9月7日火曜日に9月の定例会を招集をさせていただきました。会期につきましては、9月の24日、金曜日までございました。

中ほどでございます。9月の16日、木曜日でございます。社会医療法人石州会理事長並びに

事務部長との面会を行っております。

翌17日金曜日でございます。吉賀町交通安全対策協議会を開催いたしまして、秋の全国交通安全運動についての協議をしたところでございます。

21日の火曜日です。百歳お祝い物品伝達でございます。これは毎年行っておるものでございますが、今年度中に100歳を迎えられます町内在住の方に対しまして、内閣総理大臣からのお祝い状とお祝いの記念品の伝達をさせていただきました。在宅の方、施設への入所の方、入院の方いらっしゃいますが、特にコロナ禍でございましたので面会の制限もありまして、全員ということにはあいりませんでしたが、特に在宅の方を中心に、今回は14の方が対象でございました。

2ページに入りまして9月の27日の月曜日でございます。御案内のとおり、宇部ビエンナーレの彫刻展におきまして、吉賀町賞を受賞されました鹿児島県在住の川村秀彦先生のほうから、その作品の御寄贈をいただきましたので序幕式を正国公園のほうで開催をさせていただきました。

9月の29日の水曜日でございます。三浦消防団長が9月末で御退任でございましたので、その退任の御挨拶で来庁されました。

10月に入りまして1日で金曜日でございます。ここにありますように、鹿足郡内の一部事務組合、事務組合、それから不燃物処理組合、養護老人事務組合、それぞれの定例会が招集されました。先ほど申し上げました三浦団長の後任となりました河野消防団長、辞令の交付をさせていただきました。

4月の月曜日でございます。吉賀町いきいき健康高齢者表彰式を朝倉公民館で開催いたしました。

10月5日火曜日でございます。新型コロナワクチンの予防接種で大変お世話になりました鹿足郡医師会の会長並びに町内の医療機関に対しまして、それぞれそのお礼にお伺いをさせていただきました。

10月の9日土曜日でございます。今年で3回目になりますが、マツダスタジアムで広島東洋カープのわがまち魅力発信隊事業のほうへ出席をさせていただきました。

3ページに入りまして10月の19日の火曜日でございます。町長選挙並びに町議会選挙の告示日でございました。

10月の24日日曜日、津和野町の下森町長4期目の当選を果たされましたので、そのお祝いの御挨拶にお伺いをしたところでございます。

10月の26日の火曜日でございます。私の就任の関係でございますが、挨拶まわりということで島根県庁、県の町村会並びに県の西部県民センターそれぞれ関係機関団体のほうへ挨拶周りということで松江を浜田へ出かけました。

28日の木曜日と同じく挨拶まわりでございまして、益田市役所、津和野町役場をはじめ、益田、津和野町内、それぞれの関係機関団体のほうへ出かけさせていただきました。

29日の金曜日は、前光長教育長の退任式を挙げていたしました。

11月に入りまして1日でございます。私並びに中田新教育長の就任式を両庁舎で行っております。

2日の火曜日でございます。一番下でございますが、これも挨拶まわりでございます。ヨシワ工業の本社、島根県広島事務所、廿日市の市役所ほか、広島県内廿日市市も含めまして挨拶まわりへ出かけております。

4ページでございます。11月の3日水曜日でございます。恒例になりました吉賀町の表彰式並びに感謝状贈呈式を挙げてさせていただきました。議員の皆さんにも多数御出席をいただいたところでございます。ありがとうございました。

4日は、吉賀町議会の議員懇談会の開催でございます。それから、同じく挨拶まわりということで岩国市役所、宇部市役所をはじめ、岩国、宇部、山口市のほうへ出かけております。

5日の金曜日でございます。同じく挨拶まわりで、大阪の事務所のほうへ訪問させていただきました。

8日も同様でございます。東京都へ出かけまして県の東京事務所、県選出の国会議員の先生方のところへ挨拶まわりで出かけさせていただきました。

9日の火曜日でございます。益田地区各種期成同盟会の要望活動を浜田、広島、それぞれ整備局関係のほうへ出かけております。

10日の水曜日でございます。臨時議会を招集させていただきました。それから、吉賀中学校緑の少年団表敬訪問とございます。これは、全国緑の少年団活動発表大会におきまして、最高栄誉賞となります緑の奨励賞、吉賀中学校が受賞されました。全国でもごく限られた学校しか、この表彰を受けることができません。そうしたことで、その報告に役場のほうへお出掛けをいただきました。後刻のところ、同様に県知事あるいは県の教育長のほうにも面会をされておるようでございます。

11月の11日、益田広域事務組合理事会でございます。

12日は、萩・石見空港利用促進拡大促進協議会の主催で、全日本空輸ANAとの意見交換会に出席をしております。

それから、治水事業促進全国大会並びに要望活動を都内で行いました。

11月の15、16日でございます。ここにありますように、全国過疎地域連盟理事会、それから定期総会、県の過疎協会の要望活動、16日は、国土交通省道づくりの関係、さらに津島雄二先生の面会ということで、都内へ出かけております。

1 1月の18、19日、これにつきましても、全国山村振興連盟通常総会ははじめ、各種大会がございましたので、要望活動と併せて東京都のほうへ出かけております。

2 1日の日曜日でございます。吉賀町駅伝大会が開催をされました。

2 2日の月曜日は、町議会全員協議会でございます。

最後5ページでございます。24日の水曜日でございます。益田広域事務組合の定例会が招集されました。

25日の木曜日、益田地区の各種期成同盟会の中央要望ということで、先ほど整備局関係ということがございましたが、この29日は東京都へ出かけて、国土交通省はじめ、県選出の国会議員の先生方のほうへの要望活動を行ったところでございます。

26日の金曜日は、島根県町村会定期総会で松江へ出かけております。

29日月曜日、県国保連の理事会がございました。松江でございます。

11月の30日は、臨時議会を招集させていただきました。その後、鹿足郡不燃物処理組合議会の臨時会も招集したところでございます。

12月に入りまして1日でございます。吉賀高等学校で町主催の人権講演会を行いました。この日の夕刻は、六日市基幹集落センターでも行ったということでございます。吉賀高校で行いました人権講演会の後のところで、ここにありますように、全国都道府県eスポーツ選手権出場報告会が行われたということでございます。実は、吉賀高等学校の生徒の皆さん等で構成いたしますチームが、このeスポーツ選手権全国大会へ中国四国ブロックの代表として出場されまして、見事全国第3位というようすばらしい成績を収められましたので、その報告を受けながら町からもお祝いのお品を伝達をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

日程第5. 町長所信表明

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き日程第5、町長所信表明を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元へ配付をさせていただいております資料を読み上げまして、町長所信表明とさせていただきますと思います。

1ページおめくりいただきたいと思います。

令和3年第4回吉賀町議会定例会の開会にあたり、補正予算上程のほか諸議案の説明に先立ちまして、今後4年間の町政運営の基本的な考え方について、所信表明の一端を申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、10月に執行されました町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ、各方面の方々か

らの暖かい御支援と御厚情を賜り、再選の榮に浴し、引き続き、町政を担当させていただくこととなりました。

このことは、私にとりまして光榮の極みであり、大きな喜びであります。改めてその責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、私たちの住むこの吉賀町は、平成の大合併の流れの中で誕生し、本年秋で満16年を迎えました。これまで財政健全化や少子化対策など島根県内はもとより、全国でもトップクラスの施策を展開してまいりました。

これもひとえに、先代町長の手腕はもとより、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力の賜物であり、深く敬意を表するところであります。さらに、この町の未来を輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考えております。

そして、今後も為政者として町づくりをどのようなスタンスで施していくのか、何と云ってもこのことが大切なことであります。このことについては、町長就任以来、一貫して申し上げてきましたが、「まちを一つに」をスローガンに掲げ、テーマである住民目線のまちづくりを実現するために、「育ててよし！元気よし！住んでよし！」この「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことをその方針とするものであります。

しかしながら、当町をはじめ中山間地域に位置する小規模自治体を取り巻く環境は、より一層厳しさを増しております。また、この間、展開してきた施策によって一体感の醸成が実感できているかといえ、残念ながらまだまだという感じであります。

確かに、就任後において予期せぬ多くの事案が発生するとともに、昨年からは、私たちの生活や経済に大きな打撃を与えることとなった新型コロナウイルス感染症対策にも日々対応するなど、まさに激動の4年間でありました。

今日まで、町民の皆様の負託をいただいた町のリーダーとして、私なりに責任をもって全力で職責に当たってまいりましたが、前回、所信表明をした事柄は、志半ばであり、まだ成就されていません。

そして、今後においても現在の状況が一機に好転することは考えられません。変革が求められる時代ではありますが、現状における課題解決に向けた取り組みが、当面の吉賀町における重点施策と捉えて、慎重に対処していかなければならないと考えております。

したがって、継続性を意識しながらも町の将来を見据えた行政執行にまい進していく道筋を、まちづくりの基本姿勢としてお示ししたいと思います。

それでは、テーマを具現化するための方針について、これまでの総括の上に立って、目指すべき3つの柱の方向性として申し上げておきたいと思っております。

まず1つ目の柱は、「育ててよし！子育てしやすいまちづくり」です。

現在の吉賀町の将来を託すのは子どもたちです。子どもは、地域の宝であることは言うまでもありません。そのために、子どもたちの健やかな成長を促進してまいります。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

現在、教育委員会で事務を進めております第2期吉賀町教育振興計画が今年度中に策定される予定です。この計画に基づいた施策を展開するとともに、第2段階のフェーズに入ったサクラマプロジェクト事業の推進により、この町の将来を担う大切な子どもたちの育ちに関わる環境をより一層推進してまいります。

当町の看板施策である少子化対策については、再生可能エネルギーから創出される財源を増額確保して事業を展開してきました。今後も学校給食費、保育料、高校生までの医療費の無償化を少子化対策の基本として継続させ、保護者の経済的負担軽減を図ってまいります。また、新入生の制服、体操服の購入助成についても同様のことであります。

教育環境の充実と整備についてです。学校施設については、吉賀町学校施設の長寿命化計画を基本として、現場での状況を的確に捉え対処してまいります。国が推進するGIGAスクール構想については、円滑な運用の実現に努めてまいります。社会教育施設の中核である公民館については、これまで有機的な機能を追及していくために、教育委員会と町長部局で協議を進め、方向性について検討してきました。公民館は、前述した子どもたちの育ちに関わる最重要施策であるサクラマプロジェクト事業を展開する拠点でもあります。生涯学習や人づくりという側面での社会教育としてのあり方、自治会運営や住民のよりどころという側面での地域振興としてのあり方など、公民館の果たす役割は無限であります。今後は、2人目の公民館主事の全館配置に向けて徐々にその歩を進めてまいります。

また、県立学校ではありますが、町内唯一の高校である吉賀高等学校の支援については、官民挙げて組織した支援協議会を中心に展開してまいります。そのことによって、生徒の皆さんが小さな学校で大きな夢を実現できるよう努めてまいります。

次に、生涯スポーツの推奨についてです。このことも子育てに限らず、元気なまちづくりに大きく寄与するものです。現在町内には様々なスポーツ愛好者がおられます。子どもから成人、お年寄りまで、まさに生涯にわたり、誰もが参画できる環境づくりは必要だと考えます。

その実現のために、新たな施設整備を行うのではなく、既存施設の充実により、生涯スポーツを推奨し、交流人口拡大、地域活性化、健康増進、医療費抑制など皆さんの元気の源となるような施策を展開してまいります。

新たな課題として、令和12年島根県で開催予定である第84回国民スポーツ大会において当町は、サッカーの競技会場として選定されています。今後は、地元自治体として選手育成や機運の醸成を図るための計画を策定していく必要があります。

幼少期からの情操教育も大切であります。その一つの方策として、芸術文化の振興と連動した取り組みを進めてまいります。現行制度の中で行っております吉賀町子供と先生・夢ゆめ企画事業費補助金などを活用し、名誉町民である森英恵先生や澄川喜一先生をはじめとする芸術家の作品や石見神楽・文化財など地域の伝統文化に触れる機会の創出にも配慮してまいりたいと思います。

次に、2つ目の柱は、「元気よし！健康長寿のまちづくり」です。

町が元気であるためには、そこに住む町民の皆さんがはつらつと希望を持って日々の営みを続けていく基盤を保障しなければなりません。そのために、住民の命を守り、生きがいのある生活を促進します。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

住民の皆さんの命と健康を確保するため医療体制の充実は、欠くことのできない最優先事項であります。町内にある六日市病院は、その中心的役割を果たす医療機関として、その機能を継続していかなければなりません。また、医療・介護面はもとより雇用面からもこの地になくてならぬ大きな社会資源であります。

現在、六日市病院においては、経営改善計画の策定作業を進めています。この状況を見ながら、島根県、石州会、当町で構成する医療介護あり方検討会議で鋭意協議し、公設民営化実現に向けた次なる段階に進んでまいります。さらに、病病連携の観点から、町内開業医との調整機能を行政が担ってまいります。

一方、六日市学園閉校に伴う対応方法についても、学園側の閉校準備室と連携し、対処してまいります。

このほかにも第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画や第1次吉賀町食育推進計画に基づく施策を確実に進めてまいります。

次に、地域福祉全般についてです。安心した生活をするためには、医療体制が充実し、健康が担保されているだけでは十分ではありません。そのことを克服するためには、町内のあらゆる社会資源を有効に利活用した高齢者福祉をはじめとする地域福祉の充実が保障されなければならないと思います。その中核をなすのは、民生委員・児童委員や社会福祉協議会など献身的な下支えをしておられる関係機関団体の皆さんです。行政は、これらの皆さんと従来通りの緊密な連携を図ってまいります。

近年、地域の中で顕著になってきた課題は、通院や買い物などに支障をきたしているという現実です。現状分析を行いながら、将来にわたり、そのことが危惧される皆様のために、引き続き、吉賀町地域公共交通網形成計画に基づいた地域公共交通のあり方について検討してまいります。

また、町のあらゆる計画において、常にその中心にあるのは子どもたちです。児童福祉についても意を注いでまいります。

さらに、障がい者福祉についても積極的に取り組んでまいります。既に障害者差別解消法が施行され、合理的配慮などの推奨が掲げられ、広範な施策展開が期待されています。関係機関団体との連携により、徐々にではありますが、支援体制の輪が広がりつつあります。障がいを持つ方々が、本当にこの地域において安全安心して生活できるよう行政としての責任を果たしてまいります。

昨年からまん延拡大しております新型コロナウイルス感染症対策についてです。これまで、町では対策本部会議を設置し、あらゆる対策を講じてまいりました。継続して感染防止対策を行うとともに、住民の皆さんには、引き続き人権に配慮した冷静な行動をお願いしてまいります。ワクチン予防接種について、これまで医療機関や関係者の皆様の献身的な御協力により集団免疫の獲得がおおむねできたものと考えております。しかしながら、国においては、既に3回目のワクチン予防接種についての動きが加速していますので、国、島根県、近隣市町との情報共有を図りつつ、連携も密にして対策に万全を期してまいります。

最後に3つ目の柱は、「住んでよし！豊かさを求めるまちづくり」です。

生活基盤として必要なことは、元気な住民の存在と経済の好循環の確立であり、まさにこの2つが車の両輪のごとく機能しないと将来の吉賀町はあり得ないと思います。とりわけ、経済の好循環の確立のために、魅力と活力に満ちた地域振興を促進します。その実現のための主な実行施策として、次のことに取り組んでまいります。

まず、私たちがしなければならないことは、今ある地域資源を最大限活用した産業振興です。当町には、山・川・農地があります。そして、様々な知恵を持った多くの町民の皆さんがおられます。これまで、これだけの資源、言葉を換えれば地域の宝を生かし切れていませんでした。

これらの地域資源の活用と地域ブランド化の確立により、低迷する地域経済の起爆剤として計画したのが、地域商社事業でありました。しかしながら、諸事情の中で昨年度末での事業中止を決断いたしました。これまでの取り組み内容の総括の中で述べたとおり、中止に至った要因としては、協働の不足と体系立てた産業振興政策の不在の2つが挙げられています。したがって、今後においては、行政と民間の協働の場を通して、当町の産業振興をどのようにしていきたいかという全体像を確立していくことが必要であります。そのために、全産業を網羅するコンソーシアム（協議体組織）などの設置について検討し、現状分析を行うとともに、ボトムアップにより、今後の産業振興の進め方を模索してまいります。

知名度のアップと統一感を持たせるため、町内共通のロゴとキャッチコピーを吉賀高等学校の生徒の皆さんの御尽力により作成いたしました。この間、企業や個人事業主の皆さんで御活用いただき、徐々にではありますが浸透してきました。

また、これまで苦戦していたふるさと納税でありましたが、地域商社事業推進と並行した取り

組みにより、これまでにない伸びを見せています。この点については、より一層進捗させていきたいと思えます。

前述の地域資源活用による産業振興とブランド化が成就すれば、観光面においてもおのずとその可能性が広がってくるものと確信しています。

本年5月に大田市三瓶山で開催された第71回全国植樹祭において、当町の町木であるコウヤマキが天皇陛下お手植えの植樹に選定され、その様子が赤坂御用地から全国に配信されました。このことを好機と捉え、自生林やギャラリーに人を呼び込むことにも挑戦していきたいと思えます。このように、一般的な観光地とは違う吉賀町ならではの観光のあり方について、引き続き町観光協会と連携し模索してまいります。

さらに、豊かさを求めるためには、継続性も必要な要素となります。いわゆる、後継者、担い手をいかにして確保するか、育てるかということであり、このことは、農林業、商業、工業、どの産業、どの現場も永遠の課題となっています。

そのためには、商工会、町内企業の皆様と十分な意思疎通を図り、住居対策も含めての従業員確保対策などについて、情報共有化をこれまで以上に図っていくべきと考えます。

その中では、今や当町の特徴ともなってきた外国人労働者の方々に対する支援について、多文化共生実現とともに、より具体性を持たせていかなければならないと思えます。

この間の大きな国の動きとして、森林環境譲与税という新たな制度が創設されました。当町では、この財源を充当して山林資源の活用と担い手の育成に取り組むこととし、地域おこし協力隊制度を活用した森師研修事業をスタートさせました。この事業の継続により、町面積の9割以上を占める森林環境の維持と林業振興に努めてまいります。

農業においては、昨年度のトビイロウンカによる被害に続いて、本年度はJAの米買取価格が1俵当たり最大で2,200円下落するなど、農家の皆さんにとっては大変厳しい状況が続いています。国や島根県に対する要望活動などを通して、農家支援に努めてまいります。

このほかにも、農業生産現場の活性化、農作物の産地化、有機農業の推進PR、有害鳥獣対策にも当然のことながら取り組んでまいります。

今ひとつ、大切なことは、コロナ禍に対する経済支援・生活支援であります。この間の状況により、疲弊した地域経済と住民の皆様への生活支援のために、商工会や関係機関団体と十分な情報交換を行い、感染防止対策と並行して最大限取り組んでまいります。

一方、経済全体の好循環を図るためには、高速道路や飛行場などの活用を視野に入れた施策展開も有効な手法であります。その施策は、一朝一夕で実現できるようなものではありませんが、かねてから申し上げておりますように、仮称ではございますが、益田岩国道路をはじめとした周辺都市部への交通インフラ整備について、関係機関団体との協議を継続してまいります。当然の

ことながら、町内の道路・河川などインフラの基盤整備については、財源確保を含めた要望活動を国及び島根県に対し精力的に行い、住民の皆さんの安全安心な生活を担保していきます。

さらに、安全安心の観点から申し上げれば、自主防災組織率の向上と行政組織の防災体制強化、消防団員の充足率向上などにも取り組んでまいります。また、吉賀町空家等対策計画に基づく具体的施策の充実も強く求められています。

これまで申し述べました、まちづくりの基本姿勢の推進に当たっては、今後、関係する所管課の職員とともに、具体化に向けた制度設計を行い、必要に応じて順次、議会へお諮りし実行してまいりたいと思います。

ただ、そのためには、何と云っても財政基盤の安定が必須条件であります。合併後、これまで財政指標は改善傾向にありましたが、普通交付税の合併算定替えによる優遇措置も昨年度で終了し、本年度からは、本来の一本算定に戻っております。

第4次行政改革計画・財政健全化計画、公共施設等総合管理計画を確実に進捗させるなど、これまでの財政健全化に向けた取り組み姿勢を緩めることなく、引き続き、そのあゆみを進めてまいります。そのことなくして、私のまちづくりの基本姿勢の実現はありません。

もとより私は、浅学非才ではありますが、これまでの行政経験を生かし、改選された議会をはじめ関係機関団体、住民の皆様との連携を図りながら、常に謙虚な対応に心がけてまいります。

また、施策の展開においては、第2次まちづくり計画と今年度策定される第2期総合戦略を踏まえ、その実現のために積極果敢に取り組んでまいりたいと思います。そして、就任以来開催してきた町政座談会など、町民の皆様との対話を何よりも重視し、全身全霊を込めて職務の遂行に当たる所存であります。

以上、決意の一端を申し述べ、町民の皆様への御理解御協力を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの所信表明が終わりました。

日程第6．発議第5号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第6、発議第5号選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） おはようございます。それでは、ただいま議題となりました発議第5号につきまして、読み上げて提案をさせていただきたいと思います。

発議第5号、令和3年12月3日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。結婚後の姓を夫婦それぞれが別の姓を選択してもよい法律にすることで、同一の姓にしなければならないために発生する様々な問題を解消するためであり、特に法的な保障の少ない事実婚や、結婚そのものを諦めることがないようにするためであります。

裏に行ってくださいまして、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）。

現行の民法では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」と婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることを規定しているため、資格証・パスポート・免許証等の書き換えが必要になり、社会的な信用と実績を築いた人が旧姓を通称として使用することでトラブルの原因にもなっています。このように仕事や社会生活での不便・不利益が発生し、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ない人や、結婚そのものを諦めた人たちもいます。

この間、夫婦同姓を求める現行規定は、「法の下での平等」「婚姻の自由」をうたう憲法に反するとして、多くの裁判がありました。今年6月の最高裁大法廷では、「憲法に違反しない」と判断したものの、国会での立法による解決を促しています。

今、世界の中で夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけです。国連の女性差別撤回委員会も、日本政府に対して繰り返し、法律で夫婦同姓を義務づけることは女性差別であり、直ちに改正すべきだと勧告してきました。

家族のあり方は多様化し、夫婦・家族の形は様々です。個人の選択に寛容な社会をつくっていくことが、今求められています。

よって、国会並びに政府におかれましては、選択的夫婦別姓制度導入のための民法改正に向け、積極的な行動されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）であります。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対して質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。

本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第7. 発議第6号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第6号利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは続きまして、発議第6号について、読み上げて提案をさせていただきます。

発議第6号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、利用者の負担増につながらない処遇改善を行い、人材を確保するためであります。

利用者の負担増につながらない看護・介護・保育職の処遇改善を求める意見書（案）。

岸田政権の下で新設された「全世代型社会保障構築会議」と、看護や介護、保育職の賃上げを協議する「公的価格評価検討委員会」の初会合が、11月9日に合同で開かれました。

内閣官房の社会保障改革担当室は、会合後の記者会見で、賃上げによる医療・介護・保育のサービス価格引き上げの可能性を問われ、「当然、価格設定には影響してくると考えている」と回答していることから、賃上げを口実とした保育料、利用料の引き上げにつながる事が予想されます。

11月19日に閣議決定された新しい経済対策では、最優先課題としてきた看護師や介護職員、保育士の待遇について、介護職員や保育士の収入を3%程度（月9,000円）引き上げる方針とされ、他の産業に比べ依然として低賃金のままです。看護師は収入の段階的な3%引き上げを目指し、当面の対象はコロナ対応の医療機関への勤務者のみ4,000円（1%程度）引き上げるとしています。

これは、岸田首相が10月4日の記者会見で「医師、看護師、介護士、さらには幼稚園教諭、保育士、こうした社会の基盤を支える現場で働く方々の所得向上に向け、公的価格のあり方の抜本的見直しを行う」と述べた中身と大きく後退しています。

国会並びに政府におかれましては、看護・介護・保育職等の処遇改善のため、下記の対策を求めます。

記。1、大幅な所得向上につながる報酬、公定価格の引き上げを行うこと。2、公定価格等の

引き上げ分を、利用者・被保険者の負担増につながらない国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この意見書（案）の介護職員や保育士の収入を3%引き上げる方針とされ、他の産業に比べ依然として低賃金のままです。この文章は、ちょっと理解がしがたいんですが、一応、看護師や看護職員、保育士といった職種に限定したことであって、他の産業でも低い低賃金のままは、看護師とかそういった職種の人よりまだ低い職種の人もいるわけです。このことについて、どういう解釈をしたらよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それではお答えいたします。

ただいまの分につきましては、意見書（案）の上にあります、公的価格評価検討委員会等がございますが、そういう国が決めるものによって賃金等が決まってくると、そういう性質のものとして国に求めるべきであるという考え方のもとで出しておりますので御理解ください。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。

本件についても、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件についても、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

日程第8 発議第7号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第8、発議第7号中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題となりました発議第7号ですが、提案に先立ちまして、一部文言の修正をお願いをしたいと思いますので、議長に。申し訳ありません。

それでは、意見書（案）の本文の2行目、「国連の人種差別撤廃委員会は昨年9月」というこ

とで表記をしておりますが、「昨年」ではなく「2018年」に改めていただきたいと思います。
議長のお計らいをよろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） ただいま9番、藤升議員、発議者より裏の意見書（案）の本文の2行目の
の終わり頃ですが、「昨年9月中国」とありますが、その「昨年」が間違っていて「2018年」
に訂正したいという申し出がありました。「昨年」という字句を「2018年」ということに変
えることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、御異議ないようですので、意見書（案）の本文2行目の「昨
年」を「2018年」に改めることにいたします。藤升議員、引き続きお願いします。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

それでは、発議第7号につきまして、読み上げて提案させていただきます。

発議第7号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。最大の貿易相手国である中華人民共和国の人権侵害に厳しく対応し、平和で友好的な関
係を築くためであります。

本文に入っております。

中華人民共和国による人権侵害問題の調査と抗議を求める意見書（案）。

近年、ウイグル自治区では、大規模な恣意的拘留、人権弾圧が中国当局によって行われている
ことを深く憂慮します。国連の人種差別撤廃委員会は、2018年9月、中国に関する総括所見
を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容され、
再教育が行われていることなどについて、切実な懸念を表明しました。

また、2019年6月から、香港で起こった自由と民主主義を求める、全体として平和的な大
規模デモに、中国政府は当初から、組織的暴動と非難し、これへの抑圧的措置をとる香港政府に
全面的な支持を与えてきました。警察による実弾発砲によって負傷者が出た際にも、それを正当
化する態度を取り、深圳に武装警察部隊を展開させ、武力による威嚇を行いました。

今日の世界においては、様々な国際的な人権保障の基準が作られ、人権を擁護し発展させるこ
とは国際的な課題となっています。

中国は、1948年の世界人権宣言を支持し、1966年に国連総会で採択された国際人権規
約のうち、市民的及び政治的権利に関する国際規約に署名、1993年にウィーンで開催された
世界人権会議が採択したウィーン宣言、全ての人権と基本的自由を助長し保護することは、体制
のいかんを問わず、国家の義務であると明記した宣言に賛成しています。

中国には、自らも賛成したこれらの国際的な人権保障の取り決めに遵守する義務があります。

よって、国家並びに政府におかれましては、下記事項に取り組みられるよう求めます。

記。1、中国の人権侵害の実態を他国とも協力し困難があっても調査すること。2、中国政府に事実に基づき抗議し、中止と是正を求めることと合わせ、「国連憲章と国際法を遵守せよ」と国際世論による外交的包囲で迫っていくこと。3、人権侵害以外の問題においても、国際法と中国政府自身が国際的に約束したことを守るよう求め、武力によらない平和的な解決のため最大の努力をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。

本件についても、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件についても、総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

ここで、10分間休憩します。

午前10時00分休憩

.....

午前10時11分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第74号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第74号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第74号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定についてでございます。

吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和

22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町障がい者総合支援センター。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市263番地2、名称、特定非営利活動法人地域活動支援センターよしかの里、代表者名、理事長橋本俊郎。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

なお、詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長(安永 友行君) それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長(野村 幸二君) それでは、議案第74号吉賀町障がい者総合支援センターの指定管理者の指定について説明を申し上げたいと思います。

参考資料を用いて説明をさせていただきたいと思います。

資料は1ページからというところであります。お開きいただければと思います。

まず、資料1ページの上段でありますけれども、最初に1、指定期間についてということで記載しております。ここに書いてありますのは、町としてのこの指定管理の方針といたしまして、その管理期間を5年間とするというこういう基本方針があるということであります。そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

ちょっと中ほど下がっていただきまして、※の記載がありますけれども、これは後ほどの議案のところで御説明を申し上げたいと思います。

中段から下です。2、選定経過というところからでありまして、この障がい者総合支援センターの指定管理候補者の選定経過について説明をさせていただきたいというふうに思います。囲みの中を見ていただきますと、1、公募期間、2、現地説明会、3、応募者数、全て非公募対応というふうに書かせていただいております。この非公募対応と申しますのは、通常指定管理者の選定については、公募あるいは非公募という、基本的には公募という方式を取るのが通例ですけれども、非公募対応ということにさせていただいております。これは、特定の団体を町のほうが指名をするというこういう方式ということで御理解いただければというふうに思います。

4番目の選定委員会開催状況でございます。2回の委員会を開催しております。(1)として10月の8日、(2)として11月の18日、この2回を開催をしておるというところなんです。実際には、この選定委員会を開催する前段階で、関係課による検討を行いまして、先ほど申し上げました公募、非公募の別、それから指定管理料、そうしたものについて検討をし、原案を策定した上で、ここに記載の10月8日のところですが、選定委員会のほうに説明、提案させていただいて、御了解をいただいております。

その後、また作業を進めまして11月18日に指定管理候補者の方から書類等出てまいりますので、その書類審査、それから、この施設に至っては面接審査を行っております。その結果がその下の5番目、選定結果というところに記載をしております。(1)は先ほどのところなので、(2)選定理由のところを見ていただければと思います。

資料1ページの一番下のところですが。選定理由といたしまして、選定の結果、応募資格及び財務状況等に不適切な項目は見当たらず、申請者は吉賀町障がい者総合支援センターの役割・機能を果たしていく上で適当と判断された。また、指定管理料の提示額は5年間で、総額6,547万7,500円であったというこういう理由でございます。

資料次のページ、2ページにまいりまして、上のところを見ていただきますと、(3)採点結果というところで、500満点中348点という評価点となったということでもあります。この評価点の考え方ですけれども、総合点の半分以上の評価点であるということが条件になっておりますので、これをクリアしているという内容ということでございます。

その下に、6、指定管理料についてということで、これまでの指定管理料、それから今後5年間にわたる指定管理料について記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

後先になって申し訳ありませんけれども、本施設につきましては、令和元年の8月に竣工し、その年の10月から指定管理制度を運用しているということですので、まず最初に、この2年と半年間の指定管理期間を設定させていただいて、現在に至るという施設でございます。最初にこうした対応を取らせていただきましたのは、新設された施設ということもありまして、その管理の在りようであったり、実際の指定管理料の額、そうしたものが、なかなか算定は難しい部分もございましたので、こういうふうな、最初に設定をさせていただいて、今運用をさせていただいているということでもあります。このことを申し添えておきたいと思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(安永 友行君) 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員(6番 松蔭 茂君) 今の説明で、ちょっとよく分からないんですが、指定期間は原則5年と言われましたが、それでこれ指定されたのが、もう5年たったんかいね。(「2年」と呼ぶ者あり)聞きよるんじゃけ。それで、これ5年じゃったら、今また新たに選定する必要がないんじゃないのと、5年間やればいいじゃないかと思うんです。やりゃええって言い方悪いですが、やったらいいじゃないですか。

それと、改めて聞くんですが、選定委員会の委員はどのような構成になっておりますか。

○議長(安永 友行君) 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 前段の御質問であります。先ほども申し上げましたけれども、令和元年の10月から2年と半年という管理期間を設定させていただいてこれまできているということなので、来年の3月で、まずこの期間が終了するというところでございます。

今、これまで申し上げているのは、来年の4月以降の指定管理について、御提案申し上げているということです。この指定管理者制度ですけれども、指定管理期間については、基本的には5年ごとに、その更新作業を行っていくというこういう制度ということになっていきますので、5年ごとにこうした作業を繰り返していくというのが基本的な進め方ということで御理解いただければと思います。

それから、2つ目です。選定委員会の委員の構成であります。これについては、副町長それから商工会の経営指導員、それから山陰合同銀行の六日市出張所長さん、それから西中国信用金庫の吉賀支店長さん、それから、住民代表者ということで2名、さらに私総務課長ということで、7人の委員構成ということになっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 選定委員会並びに事前の関係課での原案作成時におきまして、今よしかの里さんのほうが実際に作っているものが、主にパンに関係するものに限っているというふうに思います。以前は、野菜等の加工であったりお茶を作ったり、それから手芸品であったりとか、いろいろなものを作られていたんですけども、利用者さんの意欲とか意向、こういうものと今の経営内容についての議論というか調査について、どのようなものであったかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 担当課のほうから回答させていただきます。

現在、作業内容といたしましては、議員御指摘のとおりパンの製造のほうが主なもの、大部分を占めているという状況でございます。ただ、そのよしかの里の場合、様々な障がいをお持ちの方が利用されておられますので、やはりその方々の適正によってはいろんな例えば、先ほど議員おっしゃられましたお茶の関係でありますとか、あるいは縫物等々、包装作業等々、それからあとは町などから配布物の封入作業など、様々な業務がございますので、それぞれの障がい者の方々の適正に応じて、その方の就労意欲等々につながるような形の対応を心がけているというところが、町のほうに提出をされました、ここ数年の事業報告書等があるわけなんですけれども、その中のほうから町といたしましては把握をして、調査委員会のほうに報告をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 関連でお聞きしますが、竣工のとき、追加工事で確かパンを作る

のに700万円ぐらいの追加工事だったと思うんですが、実際にこの費用対効果とは言いませんが、実際に保存するパンの売上というんでしょうか、大体もし数字が分かれば、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 売上ベースで申し上げさせていただきます。令和2年度実績事業報告に基づきますと、まず保存食の部分で約400万円、それからパン部門のほうで約900万円の売上があったという報告を受けておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 先ほど委員会の構成を言っておりましたが、住民代表の2名、これは氏名公表できるんですか。もしできなかつたらどういう、例えば農業者とか商業とか、これ教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えをいたします。

お名前を申し上げたいと思いますけれども、お一方につきましては堀正博さん、それからもうお一方については友重博さんでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 非公募の対応をされたということですが、社協にしろこの障がい者施設にしろ、経営者はころころ変わっていくのはいかなもんかと思えますけど、やはりその中で、競争といいますか、よい利用者が利益を被る、何といいますか経営をされる方を選択するのが、行政の責任だと思うわけですけど、このたびのことをとやかく言うわけではありませんが、今後ともこういう姿勢を貫くというお考えでよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほど説明の中で、申し上げましたとおり、関係課と、この施設について、今後どういうふう管理をしていくのかという議論の中で、今議員さんおっしゃられたような、いわゆる利用者にとってサービスが向上するための競争といいますか、そうした議論もなされておるところがあります。そうした部分も実際に話をした。一方では、これは担当課が保健福祉課になりますけれども、実際にあそこの利用されている方々、そうした方々にとって、そのサービス提供者が変わるということ、ここに関して、少し不安といいますか気になる部分があると、すなわち、私もちょっと状況が全てを把握してはないですけども、サービスの提供者が変わることによって、その提供形態というかそうした内容が変わることによって、これまで通っ

てこられた方々が、場合によっては来なくなるとか、そうしたことも考えられなくもないという
ような、そうした議論をした上で、今回このような方針を立てさせていただいて作業を進めてき
ております。

したがって、これから常にこの施設について、非公募を貫くとかそうしたことなく、都
度都度、これでいきますと5年ごとということにはなっていないかと思いますが、その都度そう
した議論を重ねていって、よりよい管理方法にしていきたい、こういった考えでこれまで進めて
きたというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この5年間、管理費が支払えるわけですが、この管理費の中にい
ろいろなものがあると思うんですが、一応、今コロナ禍でかなり物価が変動します。そうした物
価の変動について、この管理費の中で消化できるようになってはいると思いますが、おおよそ現
段階では、どの程度の物価の変動とかいう分を見ておられるか、率が分かれば教えてください。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 直接的にこの物価変動を今後の予測といたしますか、現状の状況、そ
れから今後の予測を立てながら、この物価変動をこの数字に反映しているかということ、それは反
映してはおりません。基本的には、これまでの2年と半年間のかかった経費の実績を見させてい
ただいて、今後5年間の管理料、これについて定めさせていただいているということでありませ
ぬ。

それから、これは指定管理の制度の運用の全体の話ですけれども、物価変動、以前に燃料代
の話をしたこともあったかと思うんですけども、急激な相当な変動が起こったときには、指定管理
の指定管理者さんと町とで、その都度協議をして対応するというような取り決めもございませ
ぬので、今後の予測というのがどういうふうになるか分かりませんが、御心配のようなケース
が出れば、また管理者となる方との協議を進めていかないとはいけないのかなというふう
に考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第9、議案第74号吉賀町障がい者総合
支援センターの指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

日程第10、議案第75号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定

についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についてでございます。

吉賀町老人福祉センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町老人福祉センターはとの湯荘。

2、指定管理者等の団体の名称、住所、吉賀町柿木81番地、名称、株式会社柿の里、代表者名、代表取締役山脇裕子。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで。

以上でございます。詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定について説明を申し上げたいと思います。

先ほどと同様に資料を用いて説明をさせていただきます。

最初に1ページをお開きいただければというふうに思います。1ページの上段部分に指定期間についてというところを記載をさせていただいてますけれども、そのところの下がっていただきまして、※のところでございます。

吉賀町老人福祉センターはとの湯荘、吉賀町健康増進交流促進施設六日市温泉ゆ・ら・らについては、新型コロナウイルスの影響により、指定管理期間を変更せざるを得ない状況となり、指定期間を2年間延長したというふうに書かせていただいております。これ文字どおり、この新型コロナウイルスの影響によりまして、いわゆる平常の営業活動あるいは施設の管理活動というものが、なかなか思うようにならない、これは御承知のことかと思っております。そうした状況がございまして、最終的に指定期間のほうをさらに2年間延長するというふうな方針を立てまして、これまでも作業を進めてきたというところでございます。

資料をめくっていただきまして、2ページの下です。

選定経過のところであります。今申し上げたとおりなんですけれども、吉賀町老人福祉センターの指定管理候補者の選定経過についてというところで、1、公募期間、2、現地説明会、3、応募者数、これにつきましては、非公募対応ということにさせていただいたということでございます。

それから4、選定委員会開催状況ということで、10月8日、ここでは今申し上げたような考え方、方針について選定委員会のほうにお諮りをして御了解いただいた上で、以降は作業を進めてきたということです。

それから2つ目、11月18日には書類審査というものを行っていただいたところでございます。

2ページから3ページにまたがっておりますけれども、こちらに選定結果を記載をしております。3ページに移って、上のところの(2)選定理由でございます。各委員の採点の結果、候補者株式会社柿の里は、吉賀町老人福祉センターの役割機能を果たしていく上で適当と判断された。また、指定管理料は指定管理期間延長であるため、現協定額と同額の2年間で総額1,384万4,000円とするというふうなことでございまして、このことになってくるところでございます。

その下の3番目に採点結果ということで、600満点中368点という評価点ということになったということでございます。

その下の6、指定管理料につきましては、これまでの3か年間、そして令和4年度から2か年間の指定管理料について記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 採点結果で、先ほどのよしかの里500満点中348点、それからこの柿の里さんのほうは600満点というふうなことでございます。これは、この満点、600点と500点の差というのは規模によってどの施設も変わるわけでしょうか。

それと、今の368点というマイナス232点かと思いますが、主なマイナス要因としたらどういふことが、これ先ほどよしかの里で聞けばよかったです、これに限って聞くわけではないんですが、一番大きなマイナス要因としたらどういふことが上げられるのか、もし教えていただければお聞きしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 最初の御質問です。大変失礼しました。先ほど説明不足の点があったかと思っております。先ほどの障がい者総合支援センター500満点中という表現、それから今説明させていただいたような600満点中ですが、この部分につきましては、よしかの里さんの役員として、今副町長がなられているということでありまして、この評価、採点ですね、採点そのものには副町長は入っていないということです。そのことによって、これが500点になっているということであります。

それから、もう一つ、500満点中なんですけれども、11月の18日の選定委員会の出席者につきましては、お一方が欠席をされましたので、委員の数からいうと6名の委員が出席をされたというふうなことです。これで評価を行ったというふうなことでございます。全員が評価をいたしますと満点は600点ということになります。ですけれども、先ほど申し上げたとおり、このよしかの里さんの役員として副町長がなられているということなので、評価そのものには、それは行ってはいないというふうなことであります。

それから、後段の2つ目の質問です。主なマイナス要因ということなんですけれども、この点につきましては、この選定については、公開するもの、公開できるもの、公開できないものというふうな取り決めがございまして、そうした内容については、非公開ということで取り扱っておりますので、ここでの答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 選定委員会にこだわるわけではないんですが、ここに先ほど総務課長おっしゃったように、点数がありますね、この選定委員会で選定するのは多数決じゃなしに、この点数によって決まるんですか、ということは何点、半分、要するに600点なら300点以上、何かそういう基準でやっておられますか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） おっしゃられるとおり、採点ということです。評価項目が幾つかございまして、それについて評価をしていくと、その合計点によって評価を決めるということでありまして、多数決という方法ではございません。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 選定委員会の開催状況で11月18日は書類審査のみであったということで、面接等はされていないんですけれども、指定管理者側からの意見とか要望というのはどっかで反映される場所はあるのか、それをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 選定委員会の開催状況のところ、この流れについて補足説明させていただきますと、10月8日の選定委員会でこうした方針という流れで進めますということで、この後に実際の現指定管理者の方に、そのようなことを町のほうからお伝えをさせていただいて、実際に指定管理者の方から書類を提出していただくというふうな流れです。これは文字どおりということなんですけれども、実際には、その指定管理者の方が出された書類に今後のことについて書かれるというか、そうしたものをこちらとしては読み取っていくというような、こうした流れになるというふうなことでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） この老人福祉センターに限ったことじゃなくて、ゆ・ら・らについてもですが、参考資料の1ページ、先ほど課長からも説明がありましたが、指定期間についての最後のところに、新型コロナウイルスの影響により指定管理期間を変更をせざるを得ない状況となったと記されていますが、全く意味が分かりません。このコロナによって出た損失は、指定管理料でその都度、その都度補填されているわけですので、経営に対して影響があったとは考えられません。よって、この詳しい内容を、この指定管理5年をわざわざ破棄して2年間にしたというその理由を説明してもらいたいと思いますし、果たして、こうやって指定管理の期間を新しいもんが出た、ここのさっきありましたよしかの里なんかは2年半でやって、次の5年間に頭を合わせておるわけですよ。それをわざわざここで2年間やって、またばらけてしまう。そのやり方といいますか、やる理由が分からない、理解できませんので、しっかり説明してください。

それと、2年間でそんな今の状況が解消されるという保障はあるんですか。また新しい変異株が出て、どうなるか分からないときに、しかも指定管理料できちんと保障しているところに2年で区切るという理由、納得ができる説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

コロナの影響ということで、一番大きくは基準額の算定が非常に難しいというのが一番大きなところなんですけども、この影響額をどう見るかということもありますし、例えば5年間のうちには収まる可能性もありますし続く可能性もあるということもあって、それがなかなか読み取れないということもあります。

それと、この状況で応募して、果たして応募があるのかどうか、そこもございます。

それから、今回の指定管理、もともと5年間のところを3年間に限ってやっています。平成31年のときに、3年間にしています。そういった事情もあって、5年にそろえるといいますか、2年間だから延長して従来の5年間という考え方もございました。ですので、その間にまた延長させていただいたということもございます。

コロナの影響額について、先ほど議員がおっしゃったとおり、その都度補填をしてきたといいますか、影響額については管理料の変更ということでお支払いもしてきました。ですので、そういった体制を少なくともこの2年間は継続、令和4年、5年はそういったところを続けていきたいというところがございます。

その後の状況について、また今の状況どうなるか分かりませんが、これはもうこの施設に限らずほかの施設も全て2年後には更新になりますので、町内の全ての施設について、そこでど

う対応するかというのは共通の考え方を持って、そこで対応していきたいというふうに思っております。

ですので、今回は、この施設については、3年間であったものをもう2年間延長して、ほかの施設とそろえたいという思いも一つはあったということで、付け加えさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 結局、この2年が過ぎた後に基準額を見直すという解釈でよろしいんですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） これ全部の施設ですけれども、基準額はもう公募する際にその都度見直しをかけておりますので、この金額がずっと永劫続くというものではございません。その点を御理解いただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 上げる方向で見直すのか下げる方向で見直すのか、姿勢をお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

当然収入と支出の経費の比較になりますので、それが例えば利用されている方がどんどん増えているという状況になれば、当然指定管理料は減らす方向になりますし、その逆で利用される方がどんどん減って、経費はそれほど落ちない場合、人件費は特に落ちることはありませんので、そういうことであれば指定管理料は増額の方向になると思いますし、施設ごとにその辺の判断をさせていただき、それを5年ごとにやっていくということになるかと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） それで、この老人福祉センターの件に限ってお聞きします。老人福祉センターを指定管理者を募集しているわけですけど、老人センターの施設、老人センターの名称です。町が把握している老人センターというのは、今食堂と風呂の部分が一緒になったものが老人センターとして認知されていると思いますけど、指定管理の場合にそのようなことになっているかどうかというのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

ちょっと間違っと思ったらまた御質問していただいたらと思いますが、施設とすれば温泉のほうと食堂のほうと両方が建物としては一体になっています。3年前の公募は、温泉部分の公募をか

けておりますので、その中には食堂は入っておりません。ですので、今は現状そうなっています。また今度2年後に改めて公募するときに、食堂を含めるかは、またそのときに検討していくことになるかと思えます。ですので、現在のところは、今、温泉部分だけが指定管理料の対象になっているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） だから、現在は老人福祉センターは、ここに冠で出てる老人福祉センターは、食堂部分と温泉部分があるんだけど、実際は温泉部分しか指定管理料は払っていないということですね。

そこでお聞きしますが、どういう経過でこういうことになったんか分かりませんが、それだったら行政の公平性からいうこと観点から見ますと、別にゆ・ら・らがどうのこうのというわけじゃないんですけど、ゆ・ら・らも温泉部分、宿泊施設部分、食堂部分があるわけです。同じ公募をかけるべきじゃないですか。行政として非常に差別的なことをされておると私は思っています。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

31年公募したときの状況をお伝えしますと、温泉部門と食堂部門と同じ方が管理をしておられませんでしたので、そこで仮に一つにするというのと、どちらかが撤退ということにもなるかということになるかと思えます。ですので、そのときには別々に公募させていただきました。ですので、それが今の形態になっているというところでございます。

今はたまたま温泉のところと食堂のところと同じ団体の方が管理をしておられますので、ですので今度2年後にそこをどうするかというのを、先ほど言いましたように一緒にするのかしないのか、そこは2年後に公募するときに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、6回目になるので、今回だけです、これ閉めて。

○議員（11番 庭田 英明君） 2年後ということですが、そのときに行政として公平性を保つというんなら、同じ食堂と温泉を併設した施設ですよ。だから同じ公募をかけるべきだと思いますけどいかがですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 今の段階で、こうしますということは言いませんけども、やはりそのときに検討させていただけたらと思えますが、ただ、食堂部門が仮に黒字が出ますと、この指定管理料は当然減るわけです。それが本当管理者にとっていいことかどうか、そこも含めて考えないといけませんので、その辺はその都度協議をしながら、2年後に対応を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私この施設を定期的にご利用しておるわけなんです、大体、夜行くときが多いもので、かつて先月の帰りがけに暗いもので、側溝に足を踏み落としましてこけましたが、大したけがはなかったからよかったです、この管理料の中にそうした施設に入る、あそこは保育園あるいはデイサービス、特養がある通路があります。なかなか夜間国道から入るのに、結構迷われて暗いので、どこにあるんじやろうかという施設、はとの湯がどこにあるんじやろうかと、なかなかちょこっと入っただけじゃ分からない、そうした宣伝ができていない施設、国道からあるのは昼間は分かるわけです。そうした夜間誘導灯あたりをこういった施設管理費に入れるのか、それとも管理者が自分でしなきゃならないのか、そのことについてどういう見解をお持ちかお伺いします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

現時点での対応ということでお答えさせていただきます。

指定管理者に行っていたおる業務は、小修繕の場合、10万円以下と規定しておりますけど10万円以下の修繕があった場合は対応いたしますが、今のようなケースにつきましては、管理者から町のほうへ要望なり指摘事項があれば、施設の更新や施設の大規模な修繕は、町のほうで随時行うという体制で進めております。

したがって、今の個別の件はちょっと対応はしておりませんが、また指定管理者のほうからそういう要望といいますか改良の協議があれば、またその都度話をしながら進めていくというのが現状でございます。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） PRに関することを漏らしておりました、失礼しました。

ソフト事業につきましては、原則指定管理者のほうで対応いただいておりますが、例えば看板とか道案内標識等につきましては、現在は必要において町のほうで対応することになるかと思っております。ただ、最近はとの湯さんが看板を数か所柿木エリアの中に設置しましたが、あの看板につきましては、自主事業でやられたと聞いております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そうした指定管理者の独自の努力も必要かと思いますが、また先ほど申しましたように、あそこは今のデイサービスセンター、特養もあります保育園もあります。そうした方の今こうしたコロナの関係で、なかなか予算の出入りが少ないかと思いますが、そうした施設の通りがということで、ひとつ検討すべきではないかと、誘導灯なり検討すべきだと私

はと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

当然のことながら、指定管理者と協議をしながら、物事は進めておりますので、今、今日はこういった御意見いただきましたので、また管理者のほうと協議はしてまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。

日程第10、議案第75号吉賀町老人福祉センターの指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

ここで、10分間休憩します。

午前11時07分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、10番中田議員については、通院のため午前中かと思いますが、午前中の会議は欠席です。報告しておきます。

日程第11. 議案第76号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第11、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についてでございます。

吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら。

2、指定管理者となる団体の名称、住所、吉賀町六日市441番地、名称、株式会社郷里、代

表者名、代表取締役、正木利幸。

3、指定の期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

資料を用いて説明をさせていただきます。

3ページをお開きいただければと思います。

3ページの下段ですけれども、選定経過について記載をさせていただいております。

1番、公募期間、2、現地説明会、3、応募者数、そこまでのところは非公募対応ということでの記載でございます。先ほど、老人福祉センターで説明を申し上げましたけれども、ゆ・ら・らに関しても、この選定の経過自体は同じ同様な流れで進めさせていただいておりますので見ていただければと思います。

資料は次の4ページに行ってください、4、選定委員会開催状況、10月8日、それから11月の18日に行っているということでございます。

次の5、選定結果であります。（2）選定理由のところでありまして、各委員の採点の結果、候補者、株式会社郷里は、吉賀町健康増進交流施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの役割・機能を果たしていく上で適当と判断された。また、指定管理料は指定管理期間延長であるため、現協定額と同額の2年間で総額4,870万円とするということでございます。

次の（3）採点結果については600満点中354点という結果でございます。

その下の6、指定管理料については、これまで3年間の部分とこれからの2年間の部分について記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ゆ・ら・らの先ほどと同じようにコロナの影響で延長するということなんですけど、その理由が私ちょっともうひとつ分からんのですが、社会情勢の変動というのは何事もあるわけいね。それなのにコロナだけに限ってあるから変動すると、そういうのがちょっとよう分からん、そこもうちょっと詳しく説明してほしいんですけど。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

指定管理の指定管理料の算定は、その施設の利用料、収入というのはそれしかないわけですので、それとそれにかかる経費というその差額が指定管理料という形でお支払いするわけですが、とりわけこのコロナについては、利用料のほうにかなりの影響を及ぼしているということと、場合によっては温泉施設、休館もしていますので、そういった意味で利用料の算定が非常に難しいというのが一番の理由です。その分は、先ほどの11番議員のところでもお答えしたように、影響を受けた額というのは、また別途指定管理料の変更ということでお支払いもしていますけど、ただ今から先公募するということになれば、幾らかのやっぱり料金設定はしなきゃいけませんので、そういったときに今の状況で、その一年間の指定管理料がどのくらいになるかという算定が非常に難しいというのが今の現状です。それで2年間は延長させていただいて、2年後の状況どうなるか分かりませんが、そのときに改めてまた基準額の算定をさせていただきたいというところでの期間の延長をやらせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） これは、コロナに限ってということですか。またほかにそういった突発的なことがあったら、その都度するという意味ですか。その辺をちょっと。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えします。

今回についてはコロナに限ったことなんですけども、やはり例えば災害があるとか、そういったことも当然想定をされますので、そういったときにその都度その管理者の方と協議をして、やはりまた別途管理料をお支払いするとか、そういったことは起こり得る場合がありますので、その都度の協議は必要になってくる場合もありますけども、今回はあくまでもコロナによる影響について、2年間管理期間を延長させていただきたいというものでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 災害が起こった場合ちゅうのは、災害と社会情勢の変動というのは別問題と思うんです。それと一緒にしたらちょっとまた余計分からんようになってくるんじやが。そういうことです。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） この指定管理については、どうこういっているのはないんですけど、将来的にこの町の中核の施設という捉え方になると思いますが、これまでにいろいろプールの再開とかいろいろ要望もあったわけですが、まずプールに関してですけど、今コロナの状況なんでなかなかそういう目先のこともなかなか進まないということもあるかもしれませんが、実際もともとをいえば、プールが結構好評であったということもありまして、そういったこれから、ここでは2年ですけど、今後そういった事業をまたやっていくとか、そういった話とか考え方は、そ

の辺はどうなっていますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） プールの再開ということですが、現在プールにつきましては、こうした状況の中、一旦中止したところでございます。きっかけは、前々指定管理者であります休暇村サービスが撤退したときに、非常にプールにかかる経費が膨大なものとなるということと、その次の指定管理をスムーズに運営するために、その時点でプールの運営を中止させていただいております。

その後、サンエムの指定管理期間を終了した後に、現指定管理者となったわけですが、いろいろな御提案をいただきながら我々も対応しているところでございます。夏期のみ再開とかもいろいろお考えになっているようです。ただ、現状、中止したときに懸念されているんですが、プールの建物自体の構造もちょっと修理していく、改善していく必要もありますし、以前議員の皆様で見ていただいた、プールの機械設備が非常に老朽化しており、再開するには、その修理等も必要になってくるということでございます。たとえば言いますと、このたび空調設備を改修いたしましたんですが、やはり町の一般財源で全てやるのは、なかなか困難なので、いろんな事業を探した中で、レジリエンス事業が募集したところ、選定されましたので、今回エアコンの改修等々いろいろできたわけでございます。プールにつきましても、今後ちょっと必要性と申しますと、ニーズがあるのは十分承知の上ではございますが、コスト的なもの等も考えながら、検討していければと思っております。

いずれにしても、相当な改修が必要なのではないかなという今判断をしているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） いろいろ問題点があるということと、かなりのコストがかかるということは分かりますけど、今後、一遍にやるということはまず無理なんで、それからもう一つ、澄川喜一さんの彫刻の道とかあそこの公園のことですけど、ゆ・ら・らと彫刻の道は連携していないといけないという、これが基本的にあると思いますけど、どうもセンスが悪いんでしょうね、ああやって町民の皆さんがいろいろ苦情と言いますか、いろいろなことを言われることもあるんですけど、どうも連携感がないから、せっかくゆ・ら・らで宿泊される方がそのやっぱり彫刻の道ということを認識してもらおうという形で、そこに入りやすいような、例えば芝生を敷いたりとか、昔は竹をずっと立てて景観もよかったわけですが、どうも最近になって全然、ここ数年間、全くそういう観光に対しての力を入れていない、昔からこの町はそうですけど、やっぱりせっかくの中核の施設なんだから、今はコロナ禍でどうしようもないですけど、そういうことをやっぱ

り計画しながらやっていかないと、せっかくゆ・ら・ら自体は評判はいいと思いますけど、やはりそういうところで観光地的な考え方もしっかり力を入れて持っていかないといけないんじゃないかと思いますが、担当課としてそういった話もあるとは思いますが、将来的にそこら辺どう考えますか。ゆ・ら・らと一体化しての開発ですね、プールも含めて、プールは先ほど言われたのでいいですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 議員御指摘の御意見があるというのは、重々承知しているつもりでございます。ただちょっと今すぐこうしたらということには至っておりませんが、やはり町の施設でございますので、一体的に人が集まるような工夫は必要だと思いますので、今度もいろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この施設は、10月ですか9月ですか、工事が終わったのは。それで一応省エネということでレジリエンスZEB化、そうした施設でございますが、そうした省エネとかいった、要するに経費の削減につながるという意味から、指定管理料についてどのように反映今からされていくのか。また、今の効果はいつ出てくるのか、その点は、今のこの単価はそういうところを反映していないように思うわけですが、その点についてどういった今後の対応について、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回の工事に当たりましては、工事完了後2か年間、電力なりエネルギーの調査をしてみたいと思います。2年かけて実績を取ることがありますので、その後、指定管理料に必要なものは反映するという形になろうかと、今考えております。

○議長（安永 友行君） よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは質疑はないようです。

日程第11、議案第76号吉賀町健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・らの指定管理者の指定についての質疑は保留をしておきます。

日程第12、議案第77号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第77号請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第77号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会の議決を求める。令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、吉賀町ふれあい会館レジエンス強化工事。2、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約。3、契約工期、変更後、令和4年2月7日、変更前、令和4年1月24日。したがって工期の延期期間は14日間でございます。4、契約の相手方、パナソニック建設エンジニアリング株式会社西日本支店グループ、代表企業、福岡県福岡市中央区薬院3丁目1番24号、パナソニックエンジニアリング株式会社西日本支店支店長栗田延也。構成企業、広島県広島市中区小網町6番12号、株式会社中電工代表取締役社長迫田章、構成企業、岡山県備前市東片上39番6号、備前グリーンエネルギー株式会社、代表取締役武本洋一、以上でございます。

詳細につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 柿木地域振興室の山根でございます。

議案第77号請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジエンス強化工事）について詳細説明をさせていただきます。

参考資料のほうは5ページのほうを御覧いただきたいというふうに思います。

工事名でございます。吉賀町ふれあい会館レジエンス強化工事でございます。工事場所は吉賀町柿木地内でございます。主な工事業務としまして設計業務一式、施工業務としまして太陽光発電システム、蓄電池、高効率エアコンシステム、照明のLED化また性能検証業務一式となっております。この業務のうち主に蓄電池の部品調達につきまして、新型コロナウイルス感染症及び世界的な半導体不足の影響によりまして、資機材の確保に日数を要することが判明いたしました。よりまして、14日間延期をさせていただきます、工期を令和4年の2月7日にさせていただきますというものになります。

また、国庫補助でございます。環境省のほうには事前に相談をいたしておりまして、内諾はいただいております。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案者の説明の中にありましたように、本議案については、工事内容についてではございませんので、御理解いただき質疑をしてください。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 資機材が遅れて入ること、14日間という短い期間なんです、それはもう業者のほうからそういう指定があったんですか、確実に14日間で入るんか、その辺を。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

この工事につきましては、毎週1回工程会議のほうを行っておりまして、機材の調達について2週間程度遅れるという相談がございまして、環境省のほうにもそこからの相談をさせていただきまして、14日間あれば入るであろうということで2週間でございます14日間の延期をしたというところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは質疑はないようです。

日程第12、議案第77号請負契約の変更について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第13. 議案第78号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特別職報酬等審議会条例（平成17年吉賀町条例第38号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

最初に改正理由を申し上げておきたいと思います。町が設置しております各種の審議会や委員会の会議につきましては、対面の会議を開催せずに各委員へ書類を送ることで会議に代える、いわゆる書面審議の方法を取る場合、こうしたものがあります。

それから、昨年から今年にかけてであります、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、書面審議とせざるを得ないケース、こうしたものも発生しているというこういうことがございます。

このような状況の中、条例によりましては、書面審議の規定がないものもありまして、このたび整理をさせていただいて、書面審議が必要な審議会等について書面審議が行うことができる内容を盛り込む条例改正案の提出をさせていただくもの、こういうことでございます。

このたび検討対象といたしました審議会や委員会は、全部で55あります。このうち8つの審議会等につきまして、書面審議の規定が必要というふうに判断いたしまして改正をさせていただくものであります。

それでは中身でございます。参考資料の6ページをお開きいただければと思います。

資料6ページの上からですけれども、まず吉賀町特別職報酬等審議会条例の改正ということであります。改正後のほうを見ていただきますと、第5条第3項といたしまして、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない理由のあるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。4、第2項の規定は、前項の場合について準用するというこういう文言ですけれども、この後続いて改正、新旧対照表を載せていますけれども、こうした表現を加えさせていただきたいと、こういうことでございます。

6ページそのまま下がっていただきますと、次に出てくるのが都市計画審議会、さらにその下が特別支援連携協議会。

7ページに移りまして、いじめ問題対策連絡協議会、サクラマスプロジェクト推進協議会、教育振興計画推進協議会。

めくっていただきまして8ページです。

空家等対策協議会、教育振興計画策定委員会、この以上8つの審議会あるいは協議会について書面審議の規定を加えるということで見ただけであればというふうに思います。

以上で、議案第78号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようです。

日程第13、議案第78号吉賀町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第14．議案第79号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第79号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第79号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第18号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第79号の詳細説明をさせていただきます。

参考資料9ページをお開きいただきたいと思います。

新旧対照表のほうを載せさせていただいております。

今回、条例の一部改正につきましては、現在子ども・子育て支援法に基づきまして、保育所等の運営に関する基準を定めた条例がこの条例となっております。この条例につきましては、内閣府令が基本となっております。特定保育、保育施設等の運営に関する基準、内閣府令で定められておりますこちらのものを基本といたしまして、当町の条例を制定をしております。

このたびこの内閣府令が改正をされましたので、それに合わせた改正内容でございます。内容といたしましては、デジタル化の推進に伴いまして、現在、保育所等の事業者が作成あるいは保存を行うものの書類につきまして、あるいは保育所と保護者とのいわゆるその間における手続きについて、基本的には書面でのやり取りといったものが基本でございましたけれども、こちらのほうがいわゆるデジタル化の推進によりまして、電磁的な方法で対応することも可能となる旨の改正がなされたということでございます。それに合わせまして、当町の条例のほうも改正をさせていただきますというものでございます。

具体の対応といたしましては、これまでございませんでしたが、新たに第4章に雑則を追加をさせていただいております。こちらの雑則のほうに内閣府令に準じた項目を新たに追加させていただきます。従来ありました条例の中の第5条の2項から6項、こちらにつきましても、一部電磁的方法の活用についての規定がございましたけれども、その部分を削除させていただきます。参考資料でいいますと12ページの雑則の第53条からスタートいたしまして15ページにわたるまでのところで電磁的方法についての規定を設けさせていただいたものでございます。

なお、また今回町の条例と内閣府令との対比をしたときに、文言等の表記について異なるものがございます、実際には第42条の第5項の部分でございますけれども、こちらのほうも内閣府令のほうに合わせる形で改正のほうをさせていただいております。

以上が、詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようです。

日程第14、議案第79号吉賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第15. 議案第80号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第80号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、議案第80号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

吉賀町国民健康保険条例（平成17年吉賀町条例第124号）の一部を別紙のとおり改正する。令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長から御説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第80号の詳細説明をさせていただきます。

参考資料16ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、出産、育児一時金に関わるものでございまして、現行、国保の被保険者の方が出産をされた場合には、世帯の世帯主に対しまして出産、育児一時金ということで、基本的には40万4,000円とそれに加えまして産業医療保障制度の掛け金というものがございまして、いわゆる保険的なものなんですけれども、そちらのほうの掛け金の1万6,000円、これによりまして合計で42万円の一時金ということで給付をさせていただいております。

産業医療保障制度の掛け金のほうが、現行の1万6,000円から1万2,000円に引き下げ

がされるということでございます。それに伴いまして、このままの改定を行いますと、実際今42万円支給している一時金につきまして4,000円の減額になってしまうというようなところが、この部分について、国のほうの社会保障審議会の医療保険部会のほうで議論となりまして、現状の少子化の状況を鑑み、一時金の支給額については現状維持すべきではないかというような結論に至りまして、それをもとにされまして、今回上位法であります国民健康保険法の施行令の一部改正がなされたものでございます。今回の町の条例に改正につきましても、これまでのいわゆる40万4,000円であったものを4,000円こちらのほうを引き上げさせていただきまして、掛け金のほうにつきましては4,000円引き下げた部分についての、いわゆる支給額を42万円を確保するための必要な改正内容でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようです。

日程第15、議案第80号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開始します。

なお、中田議員については、一時退席後、午後より出席されましたので報告しておきます。

日程第16、議案第81号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第81号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第81号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,387万1,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,375万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページを御覧ください。第1表歳入歳出予算補正。まず、歳入でございます。

款6県支出金、項1県負担金・補助金5億6,842万8,000円に2,013万7,000円を追加し、5億8,856万5,000円。款8繰入金、項1他会計繰入金8,529万4,000円に371万円を追加し、8,900万4,000円。款10諸収入、項2雑入10万4,000円に2万4,000円を追加し、12万8,000円。これに伴います歳入合計でございます。7億6,988万5,000円に2,387万1,000円を追加し、7億9,375万6,000円となるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費3,253万1,000円に162万8,000円を追加し、3,415万9,000円。款2保険給付費、項1療養諸費4億8,176万3,000円に1,043万3,000円を追加し、4億9,219万6,000円。2、高額療養費7,262万2,000円に970万4,000円を追加し、8,232万6,000円。5、葬祭諸費45万円に6万円を追加し、51万円。款10諸支出金、項1償還金及び還付加算金130万5,000円に12万4,000円を追加し、142万9,000円。款11予備費、項1予備費598万3,000円に192万2,000円を追加し、790万5,000円でございます。これに伴います歳出合計7億6,988万5,000円に2,387万1,000円を追加し、7億9,375万6,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第81号の令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。予算書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳出からでございます。

款1総務費、項1総務管理費の一般管理費でございます。委託料及び賃借料につきまして、補正をさせていただいております。こちらにつきましては、令和3年1月より導入をいたしまして、現在稼働中であります国保の事務処理の標準システムがございますけれども、こちらの1月から3月分のSE等々のサポート料と、システム稼働に必要なソフトウェアの使用料、こちらのほう

を合わせて計上させていただいているものでございます。

続きまして、款2保険給付費の療養諸費についてでございます。今回、一般被保険者の療養給付費と、それから、それに伴います一般被保険者の高額療養費、こちらのほうを増額の補正をさせていただいております。今、11月まで経過しておりますけれども、4月からの状況からの療養給付費の見込等を推計いたしまして当初予算と比較いたしまして、実績の見込額の中で不足が見込まれる部分を増額補正をさせていただいております。一般被保険者の療養給付費のほうで1,043万3,000円、高額療養費のほうで970万4,000円でございます。

それから、6ページ下のところでございます。保険給付費の葬祭費でございます。こちらについても、亡くなられた被保険者の世帯に給付をさせていただいておりますけれども、当初予算に比べて若干増額が見込まれるということで、6万円を増額させていただいております。

それから、7ページの上段の、款10の諸支出金、償還金及び還付加算金でございます。こちらにつきましては、退職医療分の国庫補助分の返還金が生じてまいりましたので、12万4,000円のほうを計上させていただいております。

それで、予算書の5ページのほうに移っていただきたいと思っております。歳入でございます。

先ほど、保険給付費のほうを増額補正させていただきました。この給付費につきましては、県支出金の保険給付費等交付金において全額が島根県のほうから交付されますので、それと同額の2,013万7,000円のほうを歳入予算のほうに計上させていただいております。

続きまして、款8の繰入金、他会計繰入金、一般会計からの繰入金でございます。まず、保険基盤安定繰入金でございますけれども、こちらにつきましては保険料軽減分と保険者支援分それぞれ54万9,000円と25万2,000円増額ということで、こちらにつきましては、当初予算の編成時に国保連合会のほうから示されました見込値で当初予算を編成しておりましたけれども、こちらの令和3年度の交付額が決定をされたことによりまして、増額が見込める部分を今回補正をさせていただいております。その下にあります節の4の財政安定化支援事業繰入金、それからその他一般会計繰入金の福祉医療助成分でございますけれども、こちらにつきましても、当初予算の資料から確定に伴いまして増額が見込める部分を増額補正をさせていただいております。

それと、歳出の総務費のほうで計上させていただきましたシステム運営に必要な委託料、使用料等につきまして、職員給与費等繰入金のところは162万8,000円増額をさせていただいております。

それから、雑入といたしまして、こちらのほうにつきましては令和元年度の実績に伴いまして、納付金の部分で精算による返還がございますので、そちらのほうを2万4,000円、雑入のほ

うで計上させていただいております。

以上の歳入歳出を比較いたしまして、192万2,000円ほど歳入の余裕分がございますので、こちらにつきましては7ページの予備費のほうに全額を計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第16、議案第81号令和3年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をして、次に進みます。

日程第17. 議案第82号

○議長（安永 友行君） 日程17、議案第82号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第82号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ315万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,867万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの、第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。まず、歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料6,329万円に315万2,000円を追加し、6,644万2,000円。款4繰入金、項1一般会計繰入金2億42万5,000円から1,271万3,000円を減じまして、1億8,771万2,000円。款6諸収入、項5雑入84万6,000円に1,271万3,000円を追加し、1,355万9,000円でございます。これに伴います歳入合計につきましては、2億6,552万1,000円に315万2,000円を追加し、2億6,867万3,000円となるものでございます。

続きまして、2ページは歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金であります。2億6,234万1,000円に315万2,000円を追加し、2億6,549万3,000円でございます。これに伴います歳出合計であります。2億6,552万1,000円に315万2,000円を追加し、2億6,867万3,000円となるものでございます。

3ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長が御説明申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第82号の令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明させていただきます。

こちらにつきましては、5ページのまず歳入のほうをお開きいただきたいと思っております。予算書の歳入のほう、5ページをお願いいたします。

まず、款1後期高齢者医療保険料でございます。保険料につきましては、年金からいただく特別徴収とその他の納付方法の普通徴収がございますけれども、本算定以降の今年度の賦課の状況について精査をいたしましたところ、特別徴収分については保険料の175万6,000円の減額。それから、普通徴収につきましては、490万8,000円の増額が見込めるということで、それぞれ予算額のほうを補正をさせていただいておるものでございます。こちらの合計額が、315万2,000円になりまして、こちらの金額につきましては後期高齢者の広域連合のほう、松江にあります、広域連合のほうに納付いたしますので、6ページの歳出予算、同額のほうを広域連合の納付金ということで計上させていただいておるものでございます。

それで、また5ページのほうに戻っていただきたいと思っております。

5ページの一番下のところの、諸収入の雑入でございます。こちらについては、1,271万3,000円の収入でございます。これにつきましては、令和2年度の療養給付費の広域連合のほうに納めます市町村の負担金の精算が行われまして、吉賀町に対しまして1,271万3,000円の返還が生じるということでございます。こちらのほうを雑入のほうで受けさせていただきまして、本来、この負担金につきましては一般会計からの繰入金で対応しておりますので、こちらの財源が新たに発生してまいりましたので、5ページの中段にあります一般会計からの繰入金のほうにつきまして、同額を減額させていただいておる内容でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。

日程第17、議案第82号令和3年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の質疑は保留をしておきます。

日程第18、議案第83号

○議長（安永 友行君） 日程第18、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,714万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページを御覧ください。第1表の歳入歳出予算、まず、歳入でございます。

款7繰入金、項1他会計繰入金2億2,770万3,000円に75万4,000円を追加し、2億2,845万7,000円でございます。これに伴います歳入合計でございます。12億5,639万4,000円に75万4,000円を追加し、12億5,714万8,000円となるものでございます。

2ページは、歳出でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費9億7,449万7,000円から610万2,000円を減額いたしまして、9億6,839万5,000円。2、介護予防サービス等諸費2億7,088万5,000円に180万円追加し、2,968万5,000円。3、その他諸費84万9,000円に1万4,000円を追加し、86万3,000円。

款5地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費2,905万1,000円に427万2,000円を追加し、3,332万3,000円。3、包括的支援事業・任意事業費2,249万3,000円に75万4,000円を追加し、2,324万7,000円。5、その他諸費14万6,000円に1万6,000円を追加し、16万2,000円でございます。これに伴います歳出合計は、12億5,639万4,000円に75万4,000円を追加し、12億

5,714万8,000円となるものでございます。

3ページ以降の事項別明細書等につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からでございますが、今回の介護保険の補正の内容につきましても、先ほど国保にありましたように、今年度末の実績見込み等々を精査し、不足分について増額の補正をさせていただく部分と合わせまして調整のため減額をさせていただく部分が主なものでございます。

款2の保険給付費の介護サービス費でございます。現在、第8期の介護保険事業計画に基づく事業を展開しておりますけれども、計画の趣旨であります居宅、いわゆる在宅サービスへの移行というようなところで進めさせていただいておるところでございます。そういったところから、居宅介護福祉用具購入費でありますとか、介護予防サービスの部分、それから、介護予防生活支援サービス事業費、こちらのほうにつきまして当初予算と比較をいたしまして、増額が見込めるものをそれぞれの項目ごとに審査支払手数料と合わせまして増額のほうさせていただいておるものでございます。その合計額が639万6,000円となりまして、こちらにつきましては、在宅サービスが延びた分、施設サービスについて当初予算よりも減少が見込まれるということで、そちらのほうの同額を施設介護サービス費を減額し、充てさせていただいておるものでございます。

7ページのほうに移っていただきまして、1点、7ページの中ほどにまいります。

款5の地域支援事業費の任意事業費でございます。75万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、現在、食の自立支援事業、いわゆる配食サービスのほうを社会福祉協議会のほうに委託をして実施をしております。こちらの事業が、本年度より本格的に実施となりましたHACCP制度の対象事業となりまして、いわゆるHACCP制度の中の小規模事業に該当するというような位置づけとなりました。これに伴いまして、これまで食材の保管及び調理済みの配食、お弁当などについては、同一の冷蔵庫で保管をすることが可能でございましたけれども、HACCP基準が適用されることによって、食材は食材、調理済みのものは調理済み、別々に保管をされなければならないというような基準となりましたので、これに対応するための冷蔵庫の新たな購入と、あと、まな板、包丁等々の消毒機、こちらについても設置が必要となってまいりましたので、こちらのほうは吉賀町の事業主体ということでございますので、町のほうでこの必要な器具につきまして購入をする必要がございましたので、今回増額の補正をさせていただいて

おるものでございます。

以上が歳出でございまして、歳入につきましては5ページのところで、給付費のところについては、科目内での調整ということでございますが、先ほど申し上げましたHACCPの実施に伴います備品、器具、こちらにつきましては、財源のほうを一般会計からの繰入金75万4,000円、同額で計上させていただいておるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今のHACCP事業と言われましたか。食材と調理、初めて聞く言葉なんで分らないのですが、今、社協のほうで作っておる食材というのが、六日市と柿木で、七日市か、食材を使っておるのじゃないかと思うんですが、調理場所。そうすると、今のこの保存庫というのが、冷蔵庫を購入するのか、それともただの倉庫ではだめなんで、冷蔵庫なんかだと思いますが、両方を購入するということになるわけですか、それとも、どちらか六日市の福祉センターのほうだけ買うとか、そういうふうな状況になるのか、その辺ちょっと、状況を教えていただけたらと思いますが。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えさせていただきます。

以前、配食サービスの調理につきましては、町内2か所で実施をしていたと思いますけれども、現在は福祉センター1か所での調理だというふうに変更になっております。今回、購入させていただくものは、福祉センターの1か所分の、専用の冷蔵庫でなくてもいいということでございましたので、基本的には家庭用タイプの大型の冷蔵庫のほうを想定をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。いいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第18、議案第83号令和3年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

日程第19、議案第84号

○議長（安永 友行君） 日程第19、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）であります。

令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億514万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,423万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は第5表地方債補正による。

令和3年12月3日提出、吉賀町長岩本一巳。

まず、1ページの第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款10地方交付税、項1地方交付税33億6,902万5,000円に1,845万4,000円を追加し、33億8,747万9,000円。款12分担金及び負担金、項1分担金2,143万5,000円から192万円を減額いたしまして、1,951万5,000円。款13使用料及び手数料、項2手数料1,723万6,000円に82万6,000円を追加し、1,806万2,000円。款14国庫支出金、項1国庫負担金4億1,454万8,000円に2,041万5,000円を追加し、4億3,496万3,000円に。国庫補助金5億5,798万2,000円に5,035万7,000円を追加し、6億833万9,000円。款15県支出金、項1県負担金2億1,597万1,000円に173万3,000円を追加し、2億1,770万4,000円。款18繰入金、項2基金繰入金5億6,539万円に497万6,000円を追加し、5億7,036万6,000円。款20諸収入、項5雑入1億9,000万9,000円に1,000円を追加し、1億9,001万円。款21町債、項1町債12億7,007万5,000円に1,030万円追加し、12億8,037万5,000円。これに伴います歳入合計でございます。78億6,909万1,000円に1億514万2,000円を追加し、79億7,423万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費9億6,681万8,000円に117万2,000円を追加し、9億6,799万円。4、選挙費4,528万4,000円。増減ございません。同額でございます。款3民生費、項1社会福祉費11億1,108万4,000円に770万6,000円を追加し、11億1,879万円。2、児童福祉費5億2,261万9,000円に4,305万追加し、5億6,566万9,000円。3、生活保護費7,938万3,000円に711万6,000円を追加し、8,649万9,000円。款4衛生費、項1保健衛生費4億4,450万9,000円に2,847万6,000円を追加し、4億7,298万5,000円。2、清掃費2億

1,412万9,000円に17万2,000円を追加し、2億1,430万1,000円。款6農
林水産業費、項1農業費6億2,719万9,000円から41万5,000円を減額いたしまし
て、6億2,678万4,000円。款7商工費、項1商工費4億8,319万円に335万
9,000円を追加し、4億8,654万9,000円。款8土木費、項3河川費3,259万
7,000円に200万円追加し、3,459万7,000円。5、住宅費1億6,909万
3,000円に642万3,000円を追加し、1億7,551万6,000円。款9消防費、項
1消防費5億5,854万円に9万8,000円を追加し、5億5,863万8,000円。款
10教育費、項1教育総務費2億9,771万2,000円に30万円を追加し、2億
9,801万2,000円。4、社会教育費1億5,795万2,000円に6万9,000円を追
加し、1億5,802万1,000円。5、保健体育費7,630万7,000円に561万
6,000円を追加し、8,192万3,000円でございます。これに伴います歳出合計でござ
います。78億6,909万1,000円に1億514万2,000円を追加し、79億
7,423万3,000円となるものでございます。

3ページは、第5表地方債補正でございます。

起債の目的、1、合併特例事業債4億3,030万円を4億3,420万円に。2、公営住宅建
設事業債8,700万円を9,340万円、それぞれ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございませんので、お
読み取りをいただきたいと思えます。

4ページ以降の事項別明細書等につきましては、所管いたします総務課長が御説明申し上げま
す。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第
6号）について説明をさせていただきます。

予算書は、下がっていただきまして17ページをお開きいただければと思えます。

歳出予算のうち給与費の部分から説明を進めます。

17ページを見ていただきますと、下段の表であります。2、一般職、（1）総括、この表の
比較の欄、ここに数字が出てきているかと思えます。この数字について、最初に説明をさせてい
ただきます。

まず、比較の欄、職員数（6）ということがあるかと思えます。さらに、その右に215万
9,000円の報酬があろうかと思えます。これについては、後ほど説明させていただきますけ
れども、予防費、予防接種費で出てまいります。会計年度任用職員の人数と報酬というところ
であります。

それから、さらに右側に行っていただきますと、職員手当のところは307万7,000円、これにつきましては、児童福祉総務費とそれから予防費、それぞれで出てくる数字の合算部分というところで見いただければと思います。

さらに、その右側へ行っていただいて、共済費295万2,000円があらうかと思えます。これは、後ほど一般管理費のところの説明を申し上げたいというふうに思えます。

それでは、戻っていただきまして、9ページをお開きください。

上からまいります。総務費、総務管理費、1一般管理費であります。003人事管理事業費、労働保険料95万2,000円、社会保険料200万円、合計で295万2,000円。先ほど給与費明細書申し上げたところが、まず出てまいります。この部分につきましては、会計年度任用職員の雇用に係る部分ですけれども、当初人数よりも増加があったということが主な要因でして、その部分について予算計上させていただいております。

それから、下がっていただきまして、13定住推進費、002定住推進費です。700万円の減額。内容につきましては、民間賃貸住宅建設補助金、これについては当初予算で700万円計上しておりましたけれども、今年度にこの補助申請がある見込みがないというふうに見ておまして、その部分について減額させていただくというものです。

それから、その下の、003空家再生事業費、空き家活用集落担い手確保事業補助金510万円の増額でございます。これは、空き家バンクに登録された家屋の改修経費を補助するものでございますが、申請者の増加が見込めるというところから、その部分を予算計上しておるというところで見いただければと思います。

それから、その下です。14生活安全対策費、004交通安全対策費、報償金として12万円計上しております。これについては、バスのパスポートというふうに呼んでますけれども、今年度当初予算を超えそうな見込みに、今、申請状況としてなりつつあります。不足が予測されますので、その部分を1人当たり3万円となりますので、4人分で予算計上させていただいております。

次のページにまいります。10ページです。

民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、002社会福祉総務費、社会福祉協議会施設改修等支援補助金ということになります。文字どおり、社会福祉協議会への補助金ということですが、内容といたしましては、除雪機を2台、それから、コロナ対策用品の保管倉庫、これを購入するところでの補助金、こうした内容になっております。

それから、その下です。3高齢者福祉施設費、002老人福祉センター管理費であります。施設は、はとの湯荘ということになってまいりまして、まず最初に修繕料82万4,000円がでてきます。内容的には、あそこの浴槽部分ですけれども、ジェットバスポンプの交換、それから

浴槽につながっております蒸気管の修繕、そうしたものが必要となってまいりましたので、その部分の予算計上です。

その下の、指定管理料として46万7,000円。これは、新型コロナの影響分として7月から9月までの3月分を計上いたしておるところです。

それから、その下の、006高齢者福祉施設整備事業費であります。これも、施設は老人福祉センターのことでありまして、最初に出てくる改修工事費561万円、これは老人福祉センターに係る部分です。施設の照明に関しまして、LED化を行うというものが主な工事内容というものでございます。

それから、その下に、土地購入費ということで51万円の予算計上があるかと思えます。ここについては、柿木温泉の鉱泉地が、これまで民間の方から土地を賃貸するという形でできておりましたけれども、所有者の方から購入の要望といたしますか、そうしたものがありまして、それを受ける形で今回購入費を予算計上いたしたというところですよ。

それから、その下です。4障がい者福祉費、005自立支援給付事業費です。ここに合計では693万2,000円です。これらについては、利用者の増加に伴うものでして、それぞれに増額予算を計上させていただいておるところであります。

それでは、次のページに移っていただければと思います。

民生費、児童福祉費、1児童福祉総務費、005児童手当支給費、システム改修委託料341万円。これについては、法改正に伴うものでございまして、内容的には現況届、それから高所得者支給届、そうしたものが廃止される、そうしたものに伴ってシステム改修が必要となる、そうしたところでの予算計上でございます。

それから、その下の、012子育て世帯への臨時特別給付金事業費、総額で3,932万円の予算計上がしてございます。これは、既に報道等で言われておる部分ですけれども、5万円を支給するというものでありまして、それに係る経費を予算計上しております。下の、子育て世帯への臨時特別給付金3,900万円予算計上してありますけれども、5万円ということで780人分ということで見ただけであればというふうに思います。

それから、その下です。4母子父子福祉費です。004ひとり親世帯臨時特別給付金事業費です。国庫支出金還付金として32万円でありますけれども、これは金額の確定によるものというところでお読み取りください。

それから、その下です。民生費、生活保護費、1生活保護総務費です。002生活保護総務費、医療扶助ということで711万6,000円の予算計上。内容といたしましては、受給者の増加に伴うものというところでございます。

それから、その下、衛生費、保健衛生費、3予防費、010感染症対策事業費、通信運搬費、

手数料合わせまして94万円の予算計上がしてあるかと思えます。この部分につきましては資料がありまして、参考資料の17ページ、こちらのほうで概略をお話をさせていただければと思います。

資料17ページ見ていただきますと、横長の表になっております。PCR検査の費用を助成をするというものでございます。実際には、ここに書き込みましたとおり検査キットを町のほうで購入いたしまして、その対象者の方々にお渡しして検査を実施していただくという、こういう内容となっております。それで、表が2つに分かれておるかと思えますけれども、左の表についてはサクラマス交流センター生、それから下宿生、これが対象となるものであります。

その下、見ていただきますと、サクラマス交流センターについては年末年始を閉所にいたしますので、そこに入っておられる生徒さんについては、それぞれ実家のほうに、これはある意味強制的に戻るということになってまいります。そうしたこともありますので、そしてまた吉賀町に戻ってくるという、こういうことになってまいります。この際に、PCR検査を受けていただくというものであります。

なお、この検査については、検査自体は強制ではございませんので、促してやっていただくことをお願いするというような仕組みというか、考え方でございます。

それから、表の右側です。タイトルに、県外受験をする生徒を対象としたPCR検査事業というふうに書いてあります。文字どおり、進学、大学への進学、あるいは高校への進学、そして、就職のための試験、そうしたもので県外移動をされる方々を対象としてPCR検査の検査費用の助成を行うという、こういう内容ということになっております。それぞれ、表の下に予算の細かな内訳を記載しておりますけれども、この部分について、先ほどの予算書11ページのところで予算計上していると、そういうところで見いただければと思います。

それでは、予算書戻っていただきまして、12ページに移ります。

予算書の12ページの上からです。衛生費、保健衛生費、同じく予防費の部分でありまして、003予防接種費です。総額で2,653万6,000円の予算計上です。これにつきましては、3回目のワクチン接種に係る経費を予算計上させていただいているというところでありまして。

最初に、会計年度任用職員215万9,000円というところが出てまいります。これが先ほど冒頭申し上げた給与費明細書でも説明をした部分ということになります。さらに、その下に時間外勤務手当300万円が予算計上してございます。これについても、先ほどの給与費明細書で説明をさせていただいたところでありまして。

それから、報償金以下、検診委託料までのところでございますが、これまで第1回、第2回という形で予防接種について行ってきております。これまでのところを踏まえながら、第3回目に必要な経費を見積もりまして、予算計上しているというところで見いただければと思いま

す。

それでは、その下です。5環境衛生費、002環境衛生総務費、簡易給水施設整備事業費補助金100万円。これは、文字どおり、この事業の補助金の申請がありました。1件の申請ということです。上限が100万円という事業ですので、その金額の予算計上でございます。

それでは、その下です。衛生費、清掃費、1清掃総務費、002清掃総務費としまして、印刷製本費66万円の減額でございます。これは、「ゴミの分別大図鑑」というものがありますけれども、当初、これを新しく改訂して印刷をするというところで、当初予算から予算計上させていただいておったところでございますが、その中で反映させなければならない関連法令が、まだその内容が明らかになってないというところから、今年度の印刷については見送らざるを得ないという状況が見えてまいりましたので、この部分については減額をすると、こういう内容です。

それから、その下です。2ごみ処理費、003可燃物処理事業費、消耗品費83万2,000円の増額でございます。内容につきましては、可燃ごみの袋、これについて在庫が少なくなってきたということがございまして、その部分の作製経費を予算計上いたしております。

次のページにまいりまして、13ページです。

上から、農林水産業費、農業費、3農業振興費です。004棚田保全事業費、補修工事費として30万8,000円。内容といたしましては、大井谷の棚田展望公園駐車場、ここにトイレが設置してありますけれども、そこの便槽からの水漏れといいますか、そこの傷みが発生をいたしました。その修繕料というところでございます。

それから、その下です。4農業振興施設費、004農業振興施設整備事業費、改修工事費として231万円の予算計上がしてございます。内容といたしましては、「道の駅かきのきむら」に売店があるかと思えます。この売店の入り口といいますか、出入口が駐車場側と食堂側の2か所あるかと思えます。今回計上したのは、その食堂側の出入口に自動ドアを設置をするという、こういう内容でお読み取りをいただければと思えます。その、工事費用ということでございます。

それから、その下の、6農地費です。007農村地域防災減災事業費、まず設計委託料として1,037万2,000円の予算計上があるかと思えます。内容につきましては、樋口地区の用水路改良工事、それから勝茂ヶ池地区排水路改良工事、この2つの工事がこの内容ということになってまいります。

それから、その下の、改修工事費として1,341万9,000円の減額ということになります。これについては、ちょっと内訳を申し上げておきたいと思えます。まず、樋口地区用水路改良工事、これについては2,221万9,000円の減額ということでありまして、それから、下須地区揚水ポンプ改良工事、これは80万円の増額。それから、新田井手地区揚水ポンプ改良工事400万円の増額。最後に、田丸地区用水路改良工事400万円の増額という増減がありまして、

結果的に1,341万9,000円の減額という、こういうことになっております。

それでは、また下がっていただきまして、商工費、商工費、2観光費、003観光施設管理費、指定管理料43万7,000円。これは、新型コロナのいわゆる影響額ということであります。施設といたしましては、リバーサイドログハウス村、それから、ゴギの郷、それから、なつめの里、この3施設ということで見ていただければと思います。

それから、さらにその下です。3都市農村交流費、004交流施設整備事業費、道の駅むいかいち温泉管理費補助金292万2,000円。内容について、申し上げます。道の駅むいかいち温泉のトイレでありますけれども、これはドアのないトイレということに現在なっておるかと思っております。そちらのほうに、凍結防止対策を主な目的というか、それをもくろみまして自動ドアを新設するという、こういう内容での補助金の計上でございます。

それでは、次のページに行ってください、土木費です。土木費、河川費、2河川改良費、003河川改良単独事業費、改修工事費として200万円の予算計上があるかと思っております。内容につきましては、幸地地内ではありますが、森ヶ谷川河川の改良工事というものでございます。既に、この工事については、現在進めておるところでございます。令和3年度から令和4年度にかけて事業を進めるということでもありますけれども、今回200万円予算計上いたしましたのは、もともとの考え方としては令和4年度に行うというふうに予定しておりましたのを、地元の要望もございまして、それを早めて行う部分が発生したというところで、200万円の計上をしているというふうに見ていただければと思います。

それでは、その下です。土木費、住宅費、2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費、建設工事費として642万3,000円。これについては、資料がございます。参考資料の18ページを見ていただければと思います。資料のほう見ていただきますと、施設名が書いてませんが、施設名を先に申し上げますと、現在建築をしております新横立住宅A棟、B棟というものがああります。これが、施設ということになります。それで、ここにいろいろ書いてありますが、木材価格の高騰が著しく激しいと、これは皆様御承知のことかと思っております。それによって、工事費の増加が見込まれるということ、こうした状況が、今、発生しているということでもあります。現在、工事を進めておりますので、確定的な数字というようなところまでではないんですが、今後見込まれる増額部分について見積もった表というところで見えていただければと思います。中ほどにA棟、それから下にB棟というふう書いておまして、表を見てもらいますと、いわゆる木材の部分でどうなのかということです。価格変動前、価格変動後ということで金額を見積もりまして、その変動額について今回予算計上しておるということでもあります。

基本的に、この参考といたしましたのは、建設物価というものがございまして、そちらでの変動額を参考にして予算を見積もったということでもあります。A棟については321万

2,200円、B棟については320万9,850円ということで、合わせた金額を予算計上したというところで見えていただければと思います。

それでは、予算書14ページのほうに戻っていただきまして、下の部分です。消防費、消防費、1常備消防費、003常備消防費、益田地区広域市町村圏事務組合設備整備負担金9万8,000円です。これについては、内容は消防本部のエアコンの修繕、これを行うということでありまして、益田市、それから津和野町、そして吉賀町、この3市町で、こうした部分については負担金が生じる部分があります。吉賀町部分で9万8,000円の予算計上というものでございます。

それから、次のページに進みます。15ページに入って中ほどからです。

教育費、教育総務費、3学校給食費、002学校給食総務費、補償金30万円の予算計上があるかと思えます。これについては、新型コロナウイルスの影響ということでもありますけれども、休校措置を取ったときの食材提供業者さんへの補償金という部分でございます。そのように、お読み取りをいただければと思います。

それから、その下です。教育費、社会教育費、5文化財保護費、003文化財保護費、費用弁償として6万9,000円の予算計上があるかと思えます。これは、以前予算計上もさせていただいているところですが、注連川にあります旧道面家住宅、現在、屋根の雨漏りが発生して応急措置をさせていただいておるということであります。これに対して、文化庁の職員さんが、これからその修復作業というんですか、それを進めるにあたって、現地を視察というか、調査に来られるということがあります。その部分で、旅費をこちらが支払うということがありまして、その部分の予算計上でございます。

それでは、その下です。教育費、保健体育費、1保健体育総務費、003保健体育施設費です。まず、指定管理料として3万4,000円がでてきます。内容といたしましては、新型コロナウイルスの影響ということで、施設はスポーツ公園であります。

それから、次のページ行っていただいて、16ページです。

今度は、補修工事費として558万2,000円の予算計上があるかと思えます。内容といたしましては、大野原運動交流広場にありますテニスコートに上がる場所の管理道があります。この、のり面の崩壊があるというところで、既に設計のほうについては予算計上させていただいて設計を行った。そして、その設計の成果を基に、今回は工事費を予算計上させていただいたというところで見えていただければと思います。

歳出については以上です。

それでは、戻っていただきまして、今度は歳入に移ります。6ページです。

予算書6ページ、上からまいります。

地方交付税、地方交付税、1 地方交付税、普通交付税といたしまして1,845万4,000円
の予算計上です。今回の補正予算に関わる部分での財源調整というところでお読み取りをいただ
ければと思います。

さらに、その下です。分担金及び負担金、分担金、5 農林水産業費分担金、農村地域防災減災
事業費分担金192万円の減額。これにつきましては、樋口地区用水路改良工事に伴う部分とい
うところがございます。

さらに、その下。使用料及び手数料、手数料、3 衛生手数料、ごみ処理手数料82万
6,000円。これは、先ほど歳出のところでも申し上げました、可燃ごみの袋を作製する経費、
その部分というところがございます。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、1 民生費国庫負担金です。障がい者介護給
付費負担金、これについては、先ほどの歳出で申し上げますと、自立支援給付事業の部分。それ
から、さらにその下、生活保護費負担金、これは生活保護総務費で説明をさせていただいた部分。

さらに、その下ですけれども、2 衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費
負担金1,161万2,000円。これは、予防費、予防接種費、3回目のワクチン接種に係る部
分というところで見ただけであればと思います。

次のページにまいりまして、7ページです。

国庫支出金、国庫補助金、1 総務費国庫補助金です。まず、新型コロナウイルス感染症対応地
方創生臨時交付金719万2,000円の減額がしてございます。これについては、内容が多岐
にわたっております。これまで、この臨時交付金を活用して事業を行っておる、その進捗状況
を見ながら、今回、明らかに予算調整をできる部分については予算調整をさせていただいたとい
うことで見ただけであればと思います。

それから、その下です。2 民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金のところ
です。その下の、子育て世帯への臨時特別給付金事業費給付金補助金、同じ表現で事務費補助金と、
それぞれ記載をしております。これは、文字どおり、臨時特別給付に関わる部分というところ
で見ただけであればと思います。

それから、その下です。県支出金、県負担金、民生費県負担金、障がい者自立支援給付費等負
担金、これは、自立支援事業に係る部分でありまして、県の負担金部分の予算計上であります。

さらに、その下です。繰入金、基金繰入金、3 ふるさと創生基金繰入金、ふるさと創生基金繰
入金として510万円の予算計上がしてあるかと思っております。これについては、先ほど説明しまし
た、定住推進費のところでも説明をさせていただきました、空家再生事業費に係る部分というこ
ろでお読み取りをください。

さらに、その下です。ふるさと応援基金繰入金、ふるさと応援基金繰入金12万4,000円

の減額でございます。これは、歳出のところでは説明はいたしませんでしたけれども、防災費に係る部分での予算計上というところでお読み取りをください。

次のページに進みまして、8ページにまいります。

諸収入、雑入、9農林水産業費雑入です。返還金として、1,000円予算計上があるかと思えます。これは、多面的機能支払交付金過年度分の返還金というところなんです。地域名を申し上げますと、真田地区ということになりますけれども、1,000円の予算計上であります。

さらに、その下です。町債、町債、3合併特例事業債、道路、それから、河川及び水路、それから、運動広場等。

さらに、その下です。10土木債、公営住宅整備事業債640万円の予算計上。

それぞれ、今回の歳出予算に合わせる形で、財源としての予算を調整させていただいているというところで見いただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりましたが、時間も経ちましたので質疑は後ほどにしまして、ここで休憩します。休憩します。10分間。

午後2時08分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第84号の一般会計補正予算の説明が終わったところで休憩をいたしましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 13ページの農林水産業費で、樋口の用水路の整備事業でマイナスになっとるんですが、これはどういうふうにてたんか、設計というのか、どの用水路を直すのか、その辺を説明願いたいんですが。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、組み替えという形で提案させていただきました。その内容の大きな理由につきましては、樋口地区の用排水路の改良工事、この部分の内容でございました。今、御質問がございましたけれども、どういう内容なのかということでございます。当初は、水もないということで、井戸を掘って水を上げて、それを用水に使っていくということで、設計業務をかけまして調査をいたしましたところが、水の量が欲しい水の量に達していなかったということで、地元のほうからも、この量ではなかなか多額の金額をかけて事業を推進しても難しいだろうと、負担金も発生するわ

けでございますから難しいということで、井戸水を使うのをやめまして、現在、取水をしておりますけども、その谷の取水の能力を高める方向で再度事業を進めたいということが要望がございました。

これを受けまして、工事のほうは減額をさせていただいて、もう一度設計業務をやり直す形で、今言いましたように、取水する堰、それから、溜柵のようなものでございますけども、それをきちんと整備をする、それから、水路までの山の中の水路をきちんとやり直すと言いましようか、水漏れがないようにして管渠等でしていく。そうすると、管理も、それから、老朽化した水路からの水漏れも防げるということで、管渠等を設置していこうという、そういったものに組み替えるという、変更していくという作業が発生したものでございます。国の事業として、予備設計として、今の井戸の調査をしておりますので、今度は、本来なら井戸を設置するという業務していく予定でございましたけども、それをやめて、今の水路を取水の能力を高める方向での業務設計ということで組み替えをさせていただいたということでございます。

それに引き続きまして、細々と総務課長のほうも申しさせていただきましたけれども、工事等組み替えさせていただいて、そういったところで組み替えが発生したというものでございます。

樋口地区の事業がなくなったわけではございませんので、取水能力を高める工事に変更したというふうに御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今、取水の能力を高めると言われたんですけど、もともと水がなくなると、源流、そもそも取入口自体が水がないんですいね。それから、それを高めるというても、できんと思うんですが、そこら辺はどうなるんですか。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） そういった根本的な問題もあるのかと思っております。

しかしながら、今回、業務を出すことによって、そうしたところも明らかになってこようかと思えますけれども、現在、井戸水の調査をした結果、やはり思った水量が上がってこないということになりますと、やはり多額の金額をかけるよりも、そうした今ある施設を改良していきたいというのが地元の要望でございます。

これにつきましては、こちらとしても地元要望の中で事業を展開しておるわけでございますので、今後とも地元の中で業務が始まりましたら、またきちんとその辺の話もさせていただきながら設計のほうを進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 12ページのワクチンの3回目の接種についてお伺いします。

当然、医療従事者から先行して行われると思うんですが、1回目の時は予約で電話が集中して、大変町民の皆さんに迷惑と不安を与えたと思うんですが、3回目の接種について、1回目、2回目の接種の受付についての反省点を踏まえて、また、どういうふうにやるのか方法が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

3回目予防接種の実施方法等については、前回の教訓といいますか、それをどういうふうに生かしていくのかというような御質問であろうというふうに思っています。

まず、医療接種従事者の方、基本的に2回目接種から、いろいろ今、ありましたけれども、原則的には8か月経過した方から、3回目を実施していくという流れとなっております。そういったことによりまして、前回は1回目の予約の時に誰もがゼロというところからでしたので殺到したわけなんですけど、今回は8か月経過した方から打っていただくということになりますので、基本的には接種の8か月経過した方を、ある程度まとめて実施をしていこうというふうに考えております。ですので、予約の方法につきましては、前回ありましたような電話等ではなくて、基本は文書等々でやり取りできるような形で、どうしてもそういった文書で申し込みができない方については、電話等々でも受付はさせていただこうと思いますが、基本は文書でのやり取りで接種順、日程などは調整をさせていただこうというふうに考えておるところでございます。

今のところの予定では、医療従事者のほうの約8か月経過が2月の中旬ぐらいからになりますので、そこから順次始めてまいりたいというふうに思っております。

当然、高齢者の方を最初にやっていますので、手法といたしましては、基本的には1回目、2回目と同様に医療機関での個別接種と、あと、それ以外、集団でやられた方もおられると思いますので、集団等々も両方実施していく形で、なんとか3回目接種、1、2回目については対象者の9割以上の方が接種していただいている状況ですので、そういったところが実現できるように、また医療機関とも協議を進めながら対応してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） そうしますと、今度は町のほうから文書かなんかで接種日の案内があるということだと、ということですね。

それで、もう一点、1回目を打ってない人は2回目打ってないと思うんですが、最近、マスクで非常に効果があるということで、1回目、2回目を打ってない人でも3回目があるということで、打ちたいというふうに申出があった場合についての対応は可能なんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 御案内については、改めて町のほうから、今回補正させていただいておりますシステム改修、こちらのほうが整いましたら勸奨通知等々を出せるようになりますので、準備が出来次第、御案内のほうはさせていただこうというふうに思っております。

それと、まだ実際打っておられない方で希望される方については、実際現実に、今、町のほうでは終了してるんですけども、そういった御希望の方もおられるのは事実でございますので、極力打っていただけるように、例えば、益田市のほうの会場に紹介させていただくとか、あるいは、今度3回目が始まりますと、その中で基本的に日程のほう、あるいはワクチンなどが確保できれば、そこについては柔軟に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、そのような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 15ページから16ページにかけてですが、教育費の保健体育費の保健体育総務費で、大野原のスポーツ公園のり面ということで御説明がありました。これは、テニスコートのほうに向かう道路のり面だというふうに考えますが、改修の方法としてブロック積み等の工法等をとるのか、そのままのり面でされるのかということと、道路の舗装、もともとアスファルト舗装となっていますけれども、下がった部分の一定部分をそのほかの方法でやるというようなことはあるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。

今回の補修工事、先ほど議員が言われましたように、大野原運動交流広場のテニスコートに上がる部分の管理道です。この管理道について、上り口の入り口のところがまず少し沈んでおります。それから、3分の2程度上がったところの路肩がやはり少し沈んでアスファルトに亀裂が入っていると、そういう状態でございます。

まず、入り口の部分のところにつきましては、現在ある舗装部分を剥ぎ取って復旧工事をするというふうな形になります。

それから、上の少し路肩の部分が崩壊した部分につきましては、路肩の部分の下まで全てじゃあないんですが、ブロック積みの擁壁工を実施します。

それから、下の町道と同じ高さの部分ですね、そこに、ふとんかご、網に石を入れたものですが、これを4段積み上げて、そういった崩落を防止すると。

それから、管理道のところにアスカーブですか、水がのり面のほうに流れ落ちないように、それを上から下までずっとやるとそういう、今、予定にしております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 10ページの社会福祉協議会関係の分で、社会福祉費の社会福祉総務費、社会福祉協議会施設改修等支援補助金で、除雪機2台、小型のだと思いますが。それから、倉庫ということであります。

そうしますと、これまで社会福祉協議会のほうで除雪用の機械をリースをしていたと思いますが、それをやめて、この除雪機でやるという計画か、それとも、施設周辺は同じように除雪のリースの機械を使うということなのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

除雪機につきまして、今、議員御指摘のとおり、柿木と六日市、それぞれ福祉ゾーン周辺の除雪をできるような形で、リースによる機械のほうを配置をしております。これについては、今後とも継続していく見込みでございます。

今回、新たに計上させていただいたものにつきましては、従来から私道に対する除雪の要望等々が多く寄せられておまして、実際、シルバー人材センターのほうで対応しておったわけなんですけれども、どうしてもそういった機械がないために、人力による除雪でこれまでやっていたというようなところでございますが、昨年のところからそういった要望等も増えてきたということと、それに対応するために除雪機のほうを新たに2台、このたび購入して、シルバー人材センターとして対応していきたいというような形から要望等がまいった次第でございまして、それに伴いまして、今回整備をさせていただきたいというふうなものでございます。ですから、従来ありましたものについては継続をし、新たに2台配置をしていくというような計画で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。日程第19、議案第84号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第6号）の質疑は保留をしておきます。

日程第20. 吉賀町選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第20、吉賀町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

ここでお諮りをいたします。選挙の方法については、指名推選としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りをします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には、田村惇君、村上禎君、岡崎等君、赤松満君を指名します。お諮りをします。ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました、田村惇君、村上禎君、岡崎等君、赤松満君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選をされました。

日程第21. 吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（安永 友行君） 日程第21、吉賀町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。この選挙の方法については、指名推選としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りをします。指名推選の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名をすることに決定をいたしました。

選挙管理委員会委員の補充員には、次の方を指名します。第1順位、長藤武雄君、第2順位、齋藤幹子君、第3順位、坂下千絵君、第4順位、山本秀夫君、以上の方を指名します。

お諮りをいたします。ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました、第1順位、

長藤武雄君、第2順位、齋藤幹子君、第3順位、坂下千恵君、第4順位、山本秀夫君、以上の方が選挙管理委員会委員の補充員に当選をされました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会といたします。御苦勞でございます。

午後2時39分散会
